資料１

＜修正箇所抜粋版＞

ふじさわ環境白書 2026（二次案）

藤沢市環境基本計画
藤沢市地球温暖化対策実行計画
令和７年度年次報告

～地域から地球に拡がる環境行動都市～

藤　沢　市

４　生物多様性の保全

みどり保全課

「生物多様性」とは、全ての生きものの間に違いがあることを表す言葉であり、「生きもののつながりと個性」と言い換えることができます。「生きもののつながり」は、食物連鎖や繁殖行動など生きものの間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、「個性」は、同じ種であっても少しずつ違う特徴（特性）があることや、それぞれの地域に固有の生物相があることを表しています。また、生物多様性は、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子（同じ種）の多様性」という３つのレベルで多様性があるとしています。

私たちは、生きていくために食料、水、衣料や住宅の材料のほか、さまざまな「恵み」を必要としています。そして、この自然がもたらす「恵み」のことを「生態系サービス※」と呼びます。生態系サービスは、お金を支払って得ているものではありませんが、それが失われてしまうと人間にとって大きな損失となります。

※「生態系サービス」は、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の４つに分類されています。

（１）国際的な動向

1992 年（平成 4 年）、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）において、気候変動枠組条約とともに生物多様性条約が採択され、国際的な取組が開始されました。

2001 年（平成 13 年）から 2005 年（平成 17 年）にかけては、95 ヵ国が集まり、国連の呼びかけで調査を行い、「ミレニアム生態系評価」では、世界の陸地面積の 4 分の 1 を耕地が占めること、漁獲対象種の 4 分の 1 が資源崩壊の危機にあること等、生態系が人為的に改変されていることが数値として示されました。また、食料や木材、気候の安定化といった自然が人類に供給している機能・サービスのうち、約 3 分の 2 について質が低下していると指摘されました。

生物多様性条約事務局は、地球上の生物多様性の現状の評価と将来予測を行う『地球規模生物多様性概況第 3 版』（GBO3）を 2010 年（平成 22 年）5 月に公表しました。

GBO3 では、世界の生物多様性の現状評価を行った結果、2002 年（平成 14 年）に開催された生物多様性条約第 6 回締約国会議（COP6）で世界が合意した「生物多様性の損失速度を 2010 年（平成 22 年）までに顕著に減少させる」という、いわゆる 2010 年（平成 22 年）目標は達成されなかったと結論づけられました。2010 年（平成 22 年）目標が設定されたことで、国際社会は生物多様性の保全のための様々な行動に取り組み始めましたが、これらの取組は十分ではなかったとされています。

⇩

2010 年（平成 22 年）10 月には、名古屋市で COP10 が開催され、ポスト 2010 年目標として「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」※1 が採択されました。愛知目標は意欲的な目標を求める EU と、実現可能性を重んじる途上国との間で調整が行われ、「2020 年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす（外務省結果概要から）」という趣旨の文言となりました。

COP10 では、を削除

第２部　藤沢市の環境の現況と取組

≪環境像１≫

Ⅰ　快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

１　大気の保全

環境目標１－１
　環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らせること

環境保全課

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2024 R6	2025 R7	2030 R12 （目標）
大気汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について 光化学オキシダントが未達成となっており、全国でも極めて低い水準となっています。それ以外の項目については、環境基準を達成しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	一部未達成※1	一部未達成※1	一部未達成※1	達成
ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準の達成	取組・結果等について 2007 年度（平成 19 年度）以降は環境基準の達成を継続しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	達成	達成	達成	達成※2
ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について 調査開始以来環境基準については達成を継続しています（2022 年度（令和４年度）から隔年調査に変更）。 今後の取組・対策等について 神奈川県の調査結果を把握するとともに必要に応じて対応します。	達成	達成 （参考）	達成	達成※2
微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準の達成	取組・結果等について 2015 年度（平成 27 年度）以降は環境基準の達成を継続しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	達成	達成	達成	達成※2

※1　監視対象５物質のうち「光化学オキシダント」が一般環境大気測定局全４局で未達成。
※2　2020 年度（令和２年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

0.1%（1/1,174 局）と　を削除

ダイオキシン類環境調査結果（大気）　経年変化

単位：pg-TEQ/m³

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	環境基準（基準値）
調査地点	年平均値					
藤沢市役所	0.031	—	0.0040	—	0.0089	0.6
御所見小学校（県調査）	0.019	—	0.0097	—	0.011	

⑥　本市施設における排出ガス（ダイオキシン類）調査

環境施設課（北部環境事業所、石名坂環境事業所）

＜内　容＞

ダイオキシン類の主な発生源として、廃棄物焼却施設が挙げられます。「ダイオキシン類対策特別措置法」などに基づき、令和7年度の焼却施設のダイオキシン類の調査結果は下表のとおりです。

＜効　果＞

ごみ焼却施設の排出ガス、敷地内の大気の調査結果は、各基準値を下回っています（排出ガスの詳細については、第２部 Ⅲ-２ 参照）。

ごみ焼却施設敷地内の大気の調査結果　　単位：pg-TEQ/m³

	環境基準（基準値）	測定結果	採取年月
石名坂環境事業所（工場棟屋上）	0.6	0.16	令和7年12月
北部環境事業所（放流槽横）		0.0048	令和7年6月

※　毒性等量(TEQ)は、検出下限値以上の数値はそのままの値を用い、検出下限値未満の数値は検出下限値の2分の1の値を用いる。

（２）固定発生源への対策

①　公害関係法令に基づく管理

環境保全課

ア　「大気汚染防止法」

「地方自治法」第153条第2項の規定に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和55年神奈川県規則第118号）により、「大気汚染防止法」に関する事務の委任を受けました。その後、平成6年4月1日に「大気汚染防止法」の第31条に基づいて、事務委任されるようになりました。

本法に基づくばい煙発生施設設置工場・事業場数は115事業場、揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数は1事業場、一般粉じん発生施設設置工場・事業場数は4事業場、水銀排出施設設置工場・事業場数は3事業場となっています（特定粉じん発生施設はありません）。令和7年度に受理した届出数は3,943件で、内訳は以下のとおりです。

令和 7 年度　「大気汚染防止法」　届出件数　　単位：件

届 出 状 況		件数
6 条	ばい煙発生施設の設置	4
8 条	ばい煙発生施設の変更	0
10 条	6 条に係る期間短縮	4
	8 条に係る期間短縮	0
11 条	氏名等変更	13
	ばい煙発生施設の廃止	7
12 条	承継	0
17 条の 13	氏名等変更（揮発性有機化合物排出施設）	0
	廃止（揮発性有機化合物排出施設）	1
18 条	一般粉じん発生施設の設置	1
18 条の 13	氏名等変更（一般粉じん発生施設）	0
	一般粉じん発生施設の廃止	2
	水銀排出施設の廃止	1
18 条の 17	特定粉じん排出等作業の実施	12
27 条	「大気汚染防止法」に基づく通知（「電気事業法」）	9
	石綿事前調査結果報告（電子）	3,891
計		3,945
ばい煙発生施設設置工場・事業場		115
揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数		1
一般粉じん発生施設設置工場・事業場数		4
水銀排出施設設置工場・事業場数		3

※　特定粉じん発生施設はなし。

イ　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（「公害防止組織整備法」）は、特定工場において公害防止統括者や公害防止管理者を選任することにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止をすることを目的としています。本市には、この法律に関する事務においても、「地方自治法」第 153 条第 2 項に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和 55 年神奈川県規則第 118 号）により、大気関係に関する全ての特定工場の届出の事務が委任されています。本法に基づく特定工場数は 33 事業場となっています。令和 7 年度に受理した届出数は 17 件で、内訳は以下のとおりです。

令和 7 年度「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」届出件数

単位：件

届 出 状 況	件 数
公害防止統括者	7
大気関係公害防止管理者	3
水質関係公害防止管理者	5
騒音・振動関係公害防止管理者	2
粉じん関係公害防止管理者	0
計	17
特定工場数	33

⑥　アスベスト調査

環境保全課

＜内　容＞

アスベストについて調査を実施しました。

＜効　果＞

令和 7 年度調査結果においては、アスベストについて、幹線道路沿い 1 地点、商工業地域 1 地点、住宅地域 1 地点及び廃棄物処分場等周辺 1 地点を選定し調査した結果、全ての地点でアスベストの繊維数濃度は 1 本／L 以下でした。

アスベスト環境調査結果（年１回３日間測定）　　単位：本／L

地域区分	測定地点	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
幹線道路沿線	藤沢橋自動車排出ガス測定局	＜0.056	0.056	0.056	0.056	0.056
商工業地域	市立桐原公園	＜0.056	＜0.056	0.056	0.056	＜0.056
住宅地域	市立湘南台小学校	＜0.056	＜0.056	＜0.056	0.056	＜0.056
離島地域	江の島サムエル・コッキング苑	0.056	0.070	0.056	＜0.056	－
廃棄物処分場等周辺地域	女坂最終処分場	－	－	－	－	0.056

※　WHO 環境保健クライテリア（EHC 53）:「都市における大気中の石綿（アスベスト）濃度は、一般に１本以下～10 本/L であり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

※　検出下限値は全て 0.0056 本／L です。

※　令和 7 年度では測定地点を離島地域から廃棄物処分場等周辺に変更しています。

⑦　アスベスト発生施設への指導

環境保全課

「大気汚染防止法」では、一定規模以上の解綿用機械など、石綿（アスベスト）を発生する施設について、届出の義務や敷地境界線における大気中の許容限度が設定されています。また、この法律では、吹付け石綿などが使用されている建築物等を解体又は改修を行う場合、事前の届出を義務づけるとともに、作業場内を負圧に保つなどの作業基準が設定されています。

アスベストによる健康被害防止に向けて、関係法令の遵守について指導徹底を図るとともに、使用実態などの把握に努めています。

⑧　市内中小企業の設備導入支援

産業労働課

藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています。

さらに、この資金の利用者の負担を軽減するため、金融機関に支払った利子の一部を補助する制度を設けています。補助内容としては、補助率が年 0.5%以内（上限金額 30 万円）で、補助期間が最長 3 年間です。

ウ：道路整備課

ウ　自転車通行空間の整備

自転車と歩行者が互いに安全で快適に通行できる環境を目指し、自転車通行空間の整備を進めています。

令和 7 年度は、「鉄道駅周辺の自転車走行空間整備計画書（辻堂駅）」に基づく辻堂駅周辺ネットワーク路線において、路面標示（自転車ピクトグラム・矢羽根等）による自転車通行空間の整備を実施しました。

【辻堂駅周辺の自転車通行空間整備計画図】

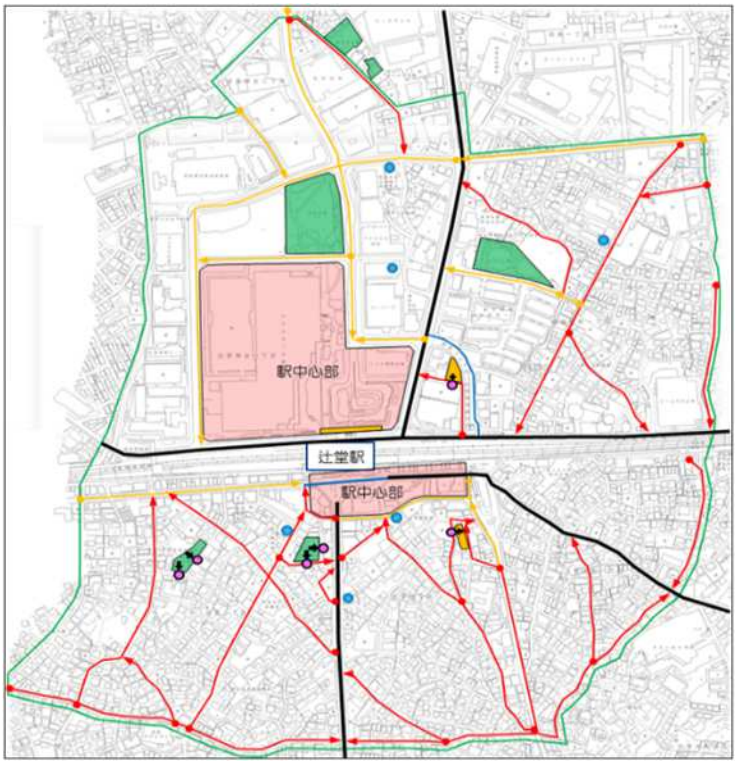

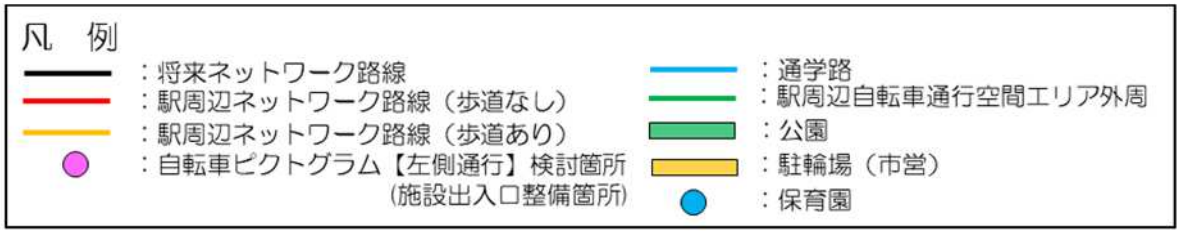

④　道路整備等

ア：道路下水道総務課（国道・県道）／道路整備課（市

ア　道路・交差点の整備

大気汚染の原因の 1 つとなっている道路交通渋滞の緩和を図るため、国道・県道の新設改良の事業促進、市道の整備や交差点改良を進めています。

〈国道〉
・（都）横浜湘南道路

〈県道〉
・（都）横浜藤沢線
・（都）藤沢厚木線
・県道湘南台大神伊勢原
・県道辻堂停車場辻堂

〈市道〉
・（都）藤沢石川線（本町工区）

※（都）とは藤沢都市計画道路のことです。

イ：道路下水道総務課

イ　国・県等広域的取組

広域的な道路ネットワークの整備促進に関する取組は、自動車交通の円滑化にも寄与することから、「首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会」等を通じて国や関係機関への働きかけを行っています。

ダイオキシン類環境調査結果（土壌）　経年変化

単位：pg-TEQ/g

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	環境基準（基準値）
用　田	15	13	11	8.7	8.3	1,000

ダイオキシン類環境調査結果（地下水）　経年変化

単位：pg-TEQ/l

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	環境基準（基準値）
葛　原	0.045	0.045	0.025	0.020	0.015	1
用　田	0.047	0.045	0.030	0.016	0.021	

⑥　地盤沈下対策

環境保全課

地盤沈下は、地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、粘土層が圧密されることによって生ずると言われています。神奈川県における対策としては、「工業用水法」と「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制があります。本市は、規制地域に指定されていませんが、県条例で「規制地域の周辺地域」に位置づけられ、昭和52年から市内に水準基標を設置し、水準測量を実施しています。

＜内　容＞

地盤沈下量等の把握のため、57ヵ所の水準点（本市設置分51ヵ所）の延長63kmの精密水準測量を実施しています。平成21年度から隔年で実施しています。

＜効　果＞

令和7年度は、全57地点中55地点で沈下となりましたが、市内全体で問題となるものではありませんでした。

⑦　不法投棄に関する対策

環境事業センター

不法投棄は、周辺の土壌や地下水を汚染する恐れがあります。不法投棄は犯罪であり、安全で安心な市民生活の良好な生活環境を維持するため、警察との連携を強化し、投棄者に対し、引き続き適切に対応していきます。悪質な投棄者に対しては厳しく対処するなど、今後も不法投棄防止に努めます。

警察に報告した不法投棄の件数　　単位：件

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
件数	6	6	8	3	5

＜効　果＞

令和 7 年度においても河川・海域の定期的な調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準については、大道橋及び下土棚大橋における BOD、江の島西の COD が環境基準値を超過しました。

人の健康の保護に関する環境基準について、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、人の健康の保護に関する要監視項目のうち、PFOS 及び PFOA の合算値について、境川・境川橋及び相模湾・辻堂沖における結果は、いずれも指針値（50ng／L）以下でしたが、引地川・富士見橋において、83ng／L と指針値を超過する値が検出されました。

なお、引地川においては、本市より上流域において更に高い値が検出されていることから、県及び上流市と連携して、継続監視していきます。

令和 7 年度　公共用水域水質測定結果（河川）　年平均値

水系 / 採水地点 / 項目(記号)	引地川水系			境川水系			環境基準（基準値）	
	富士見橋	石川橋	下土棚大橋	境川橋	大道橋	川名橋		
	C 類型 (引地川)	C 類型 (引地川)	C 類型 (引地川)	C 類型 (境川)	D 類型 (境川)	C 類型 (柏尾川)	C 類型	D 類型
水素イオン濃度 pH	7.7	7.7	7.6	7.4	7.6	7.6	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
溶存酸素量 DO(mg/L)	7.2	7.0	6.3	6.4	6.7	7.2	5 以上	2 以上
生物化学的酸素要求量 BOD※1(mg/L) 〈75%水質値※2〉	2.2 <2.5>	3.2 <3.5>	4.4 <5.4>	2.8 <3.6>	8.0 <9.0>	2.0 <2.1>	5 以下	8 以下
化学的酸素要求量 COD※3(mg/L)	4.2	4.1	3.9	5.7	5.7	6.2	―	―
浮遊物質量 SS（mg/L）	6	3	5	5	5	4	50 以下	100 以下

※1　生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が、暗所・20℃で 5 日間に、微生物によって分解（酸化）される時に必要とされる酸素の量で、この数値が大きい程汚濁が進んでいることを示す。

※2　＜75%水質値＞とは、年間の日平均値の全データ（n）を小さいものから並べ、0.75×n 番目の値で、BOD、COD の環境基準達成の評価に用いる。

※3　化学的酸素要求量（COD）：水中の被酸化性物質（主に有機物）の量を酸化剤の消費量により測定するもので、酸化剤の消費量が大きい程汚濁が進んでいることを示す。なお、COD は、湖沼、海域には環境基準（基準値）が定められているが、河川には定められていない。

海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2 個／100 mL)	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全　透 （水深 1 m 以上）
	水質A	100 個／100 mL 以下	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全　透 （水深 1 m 以上）
可	水質B	400 個／100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	5 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ～50 cm 以上
	水質C	1,000 個／100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	8 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ～50 cm 以上
不適		1,000 個／100 mL を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満

④　ダイオキシン類環境調査

環境保全課

＜内　容＞

市内におけるダイオキシン類の環境調査をしました。

＜効　果＞

◇水質【市内河川調査：本市調査】

令和 7 年度においては、市内河川 2 ヵ所で水質の調査を実施しました。

調査結果については、以下のとおりです。その結果、全ての地点で環境基準を達成しています。

令和 7 年度　ダイオキシン類環境調査結果（河川）

単位：水質 pg-TEQ/L

水　域　名	地　点　名	水質
引地川水系	富士見橋	0.094
境川水系	境川橋	0.042
環境基準（基準値）		1.0

◇【参考】水質【目久尻川水系汚染源究明調査：県調査】

平成 12 年度に目久尻川に排出する水路で水質の環境基準を超える地点がありました。このため神奈川県では、継続調査を実施しています。

目久尻川水系汚染源究明調査結果

単位：水質 pg-TEQ/L

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	環境基準（基準値）
調査地点	年平均値					
流入水（寒川町宮山）	1.0	1.9	2.4	3.3	2.5	1

※令和 3 年度以前の数値は、年に複数回調査した結果の平均値です。令和 4 年度以降の数値は、夏季 1 回の調査結果です。

mg/L 以下の機能を有するものです。

公共下水道事業計画区域外の浄化槽管理者に対しては、法定検査の受検率向上を目的として検査機関と協働してダイレクトメールを送付するほか、法定検査の結果「不適正」となった浄化槽管理者に対しては、改善指導を行っています。

※　生活排水のうち、し尿のみを処理するもの。

浄化槽設置補助金

人槽（人）	補助額（円）
5	332,000
7	414,000
10	548,000

※ 既設浄化槽の撤去費用　　：120,000 円（上限）
※ 既存くみ取り槽の撤去費用　：　90,000 円（上限）
※ 宅内配管の工事費用　　：300,000 円（上限）

浄化槽設置補助件数の推移　　単位：件

年度	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
補助件数	2	1	3

公共下水道事業計画区域外における生活排水処理率の推移　　単位：%

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
生活排水処理率	41.53	43.55	44.65	45.28	46.21

※　公共下水道事業計画区域外における、浄化槽、単独処理浄化槽及びくみ取り槽の総数に占める浄化槽の設置基数の割合。

⑧　公共下水道

下水道計画業務課

＜下水道事業の概要＞

下水道事業では、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図るために、全市域のうち農用地や遊水地、海浜部の一部を除く 5,761.41ha を南部処理区、東部処理区及び相模川流域処理区の 3 処理区に分け全体計画（最終的に下水道で整備する計画）を策定しています。

昭和 30 年から南部処理区の一部について「下水道法」の事業認可（事業区域や期間等を示した事業計画の認可）を受け着手して以来、事業認可区域を順次拡大し、平成 12 年度に市街化区域内の整備が概ね完了し、市街化調整区域の整備に着手しました。

南部処理区は、昭和 30 年に藤沢、鵠沼、片瀬地区 875.7 ha の事業認可を受け、合流式下水道管渠（かんきょ）整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、現在では全体計画全ての 2,385.03 ha が事業計画面積となっています。また、辻堂浄化センターは昭和 39 年に運転を開始しました。

東部処理区は、昭和 52 年に柄沢、昭和 54 年に村岡、川名、伊勢山辺併せて 663 ha の事業認可を受け、昭和 55 年から分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 2,774.62 ha のうち 2,559.47ha となっています。

また、大清水浄化センターは昭和 60 年に運転を開始しました。

相模川流域処理区は、相模川流域下水道の流域関連公共下水道として、昭和 60 年に折戸地区 25.4ha の事業認可を受け、分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 601.76ha のうち 401.85ha となっています。

令和 7 年度末の事業進捗としましては、事業計画面積 5,346.35ha に対して整備面積 4,805.25ha となり、整備率は 89.9%、人口普及率は全人口に対して 96.2%となっています。（全国平均（令和 7 年度末）は 82.2%）

⑨　浄化センター

下水道施設課

施　設　名	全体計画 処理能力	現状 処理能力	現状流入水質	現状放流水質	運転 開始
辻堂浄化センター	142,400m³/日	142,300m³/日	BOD 210mg/L	BOD 4.0mg/L	昭和 39 年 8 月
			SS 180mg/L	SS 3mg/L	
大清水浄化センター	93,400m³/日	90,300m³/日	BOD 190mg/L	BOD 2.5mg/L	昭和 60 年 7 月
			SS 180mg/L	SS 2mg/L	

単位：m³／日

施　設　名	日平均受水量
辻堂浄化センター	85,200
大清水浄化センター	58,430

⑩　下水汚泥の有効利用

下水道施設課

下水汚泥は、可能な限り減容化に努めるとともに、有効利用を図っています。また、燃焼灰（焼却灰）を菌体りん酸肥料に登録し肥料利用の検討を行っています。

令和 7 年度　下水汚泥の有効利用実績　　単位：t／年

発生施設	搬出形態	有効利用の形態	排出量
辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	建設骨材	661
	焼却灰（加湿灰）	菌体りん酸肥料	3
大清水浄化センター	脱水ケーキ	セメントの原料	146.83
		建設骨材	76.80
		コンポスト（堆肥化）	138.66
合　　計			1026.29

⑪　下水道 PR 事業等

下水道計画業務課

下水道の仕組み、役割などを市民に理解していただくために PR 事業を行っています。

＜令和 7 年度＞

◇「下水道の日」街頭キャンペーン　（9 月 10 日）JR 藤沢駅南北自由通路、南口広場ペデストリアンデッキ、北口サンパール広場

◇「下水道の日」作品コンクール
　小学校 4 年生による下水道に関するポスター及び書道　128 点

◇「下水道の日」作品展　（9 月 20 日～30 日）市役所分庁舎 1 階ロビー
　作品コンクール入賞作品の展示

◇ふじさわ下水道フェア　（10 月 13 日）辻堂浄化センター
　浄化センターの施設見学、パネル展示、水質検査体験等

◇環境フェアへの出展　（11 月 15 日）市役所本庁舎

写真差し替え

【ふじさわ下水道フェア】

【「下水道の日」作品コンクール表彰式】

⑫ 水の再利用

下水道施設課

浄化センター（下水処理場）では、下水道汚水を処理した水について、次のような利用を行っています。

ア　辻堂浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、処理水そのままと、さらに砂ろ過処理を行ったものの二種類を使用しています。

【辻堂浄化センター】

年度別処理水の再利用状況　　単位：m^3／年

年度	処理水	砂ろ過水	合計
令和 3 年	43	1,949,167	1,949,210
令和 4 年	383	2,015,211	2,015,594
令和 5 年	295	1,919,612	1,919,907
令和 6 年	410	1,930,217	1,930,627
令和 7 年	854	1,916,528	1,917,382
（利用目的）	管路洗浄	水処理、汚泥処理で利用	

（1）騒音・振動の防止

①　騒音・振動防止事業

環境保全課

＜内　容＞

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき公害苦情に係る事業場等に対して、騒音・振動の立入調査を実施し、指導を行いました。

＜効　果＞

行政指導の結果、改善が図られました。

②　営業騒音に対する改善指導

環境保全課

昭和 56 年 10 月に「神奈川県公害防止条例」が改正され、深夜飲食店の営業騒音防止のため、カラオケ等の使用時間及び営業時間の制限が設けられました（翌 57 年 4 月施行）。

現在では、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に改正され、同条例に基づき、カラオケ・拡声器など営業騒音に対する改善指導を行っています。

③　交通騒音等環境調査の実施

環境保全課

＜内　容＞

市内の国道、県道、4 車線以上の市道（全 22 路線）の交通騒音について平成 24 年度から調査を行っており、道路交通センサス区間（全 45 区間）ごとに面的評価を行っております。令和 7 年度においては、一般国道 1 号、藤沢厚木線、丸子中山茅ケ崎線、藤沢平塚線、小袋谷藤沢線、菖蒲沢戸塚線、高倉遠藤線及び遠藤宮原線の 8 路線の 13 区間について調査を行いました。

＜効　果＞

令和 7 年度の調査対象区間における住居等の総戸数は 5,891 戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、5,601 戸（95.1%）でした。

令和 7 年度　道路交通騒音調査結果

評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準達成		昼間のみ基準達成		夜間のみ基準達成		昼間・夜間とも基準超過		環境基準デシベル（等価騒音レベル）	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	昼間	夜間
5,891	5,601	95.1	187	3.2	0	0	103	1.7	70	65

※　昼間 6:00～22:00　夜間 22:00～6:00

※　面的評価とは、幹線道路に面した地域において、幹線道路から 50 m の範囲にある全ての住居等を対象に、環境基準に適合している割合を算出する評価方法。

④　新幹線鉄道騒音

環境保全課

東海道新幹線については、平成 18 年 5 月に環境省が関係行政機関へ要請した「新幹線鉄道騒音に係る当面の 75 デシベル対策」の完了後、平成 23 年中に環境省が測定を実施、達成を確認しています。

⑤　低周波音等の新たな環境問題

環境保全課

近年、低周波音による相談が増えています。環境省では「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月）や「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月）を作成していますが、現状では、規制基準等が明確に定められていません。

環境保全課

⑧　近隣生活騒音の防止に対する啓発

騒音とは、好ましくない音、やかましい音の総称で、音の大きさだけではなく、時間帯、生活環境、その日の音に対する感じ方や心の感情、健康状態に左右されることもあります。また、生活するうえで避けられない音や、自分にとって心地よく感じる音も他人にとっては、「うるさい音」「不快な音」と受け取られる場合があります。

騒音問題の解決法として、「相手の立場にたって、互いに理解しあう」ことを呼びかけています。また、騒音の原因や発生源対策についてイラストを作成して、近隣生活騒音の防止に対する啓発活動を進めています。

【近隣生活騒音の防止啓発用チラシ】

環境保全課

⑨　深夜花火の騒音防止に対する啓発

「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」により、海岸等の公共の場所における夜 10 時以降のロケット花火や打ち上げ花火などの騒音の出る花火は禁止しています。ルールを守り、近隣に迷惑をかけずに花火を楽しむように呼びかけています。

【配布用手作りポスター】

道路維持課

⑩　道路路面の維持管理

道路等のパトロールにより道路の維持管理を適正に行い、車両の通行に伴う騒音、振動の軽減に向け、路面を良好な状態に保持するよう努めています。

令和 7 年度の道路改修舗装事業として、石川下土棚線ほか 36 件の舗装打換工事を実施しました。施工延長は約 8,500 m、面積は約 49,000 m² 実施しました。

公共建築課

⑪　公共工事等における低騒音・低振動など環境に配慮した建設機械の導入

本市が発注する公共工事等においては、排出ガス対策型建設機械の使用を定めるとともに、騒音、振動の低減を図るため、「騒音規制法」及び「振動規制法」を理解したうえで、国土交通省の指定を受けた低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の導入に努めています。

② 公害関係法令に基づく指導事務

環境保全課

＜内　容＞

公害関係法令に基づく許可申請、届出に対する審査、並びに建築物等の事前協議により、公害防止対策の推進に努めるとともに、県及び関係市町と共通した公害問題の解決等について協議し、連携を図りました。なお、令和 7 年度の公害防止対策に係る事前協議事務の受理は 0 件でした。

＜効　果＞

◇公害関係法令に基づく申請の許可並びに届出の受理事務

≪令和7年度の受理件数≫

「水質汚濁防止法」	129件	（届出対象事業場数　219社）
「大気汚染防止法」	3,945件	（　〃　115社）
(うち石綿事前調査結果報告※	3,891件)	
「騒音規制法」	190件	（　〃　267社）
「振動規制法」	130件	（　〃　123社）
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」	484件	（　〃　544社）
「公害防止組織整備法」	17件	（　〃　33社）
「土壌汚染対策法」	55件	

※石綿事前調査とは、改正大気汚染防止法により、一定規模以上の建築物等について、アスベスト調査・報告が義務化されたもの。

◇公害防止対策に係る事前協議事務

≪令和7年度の受理件数≫　0件

５　放射性物質への対応

環境目標１－５
放射性物質による汚染がなく、安全で安心な暮らしができること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

環境保全課

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2024 R6	2025 R7	2030 R12 （目標）
放射線量の基準値の達成	取組・結果等について 空間放射線量を測定している全ての地点で、基準値を達成しています。 今後の取組・対策等について 2020 年度（令和２年度）時点以降で基準を達成しています。	達成	達成	達成	達成

環境　を削除

（１）食材の検査

生活衛生課

①　市内製造食品

市内で製造した食品の放射性物質の検査を実施し、「食品衛生法」で定められた基準値を超える放射性物質を含む食品の発見・排除に努めています。

令和７年度　市内製造食品の放射性物質の測定結果　　単位：Bq/kg

採取日	種類	放射性セシウム			基準値	検査機関
		セシウム-134	セシウム-137	合計		
10 月 21 日	牛乳	0.26 未満	0.28 未満	0.54 未満	50	神奈川県衛生研究所

※1　表中の「（数値）未満」とは、放射性物質濃度が当該数値で表される検出限界値に満たないことで、不検出と同じ意味を表す。
なお、検出限界値は同じ機器で測定しても検体ごとに異なり、また、測定時間を長くすることで、低値になる。

※2　厚生労働省の通知に基づく食品中の放射性物質の試験法により検査を実施。

市民相談情報課（消費生活センター）

②　藤沢市放射能測定器運営協議会による食品の放射能測定

藤沢市放射能測定器運営協議会と協働して、市民から持ち込まれる食品の放射能測定を実施しています。

測定は無料で、市民の方であればどなたでも利用できます。

（２）空間放射線量・放射能濃度の監視

環境保全課

①　市役所敷地内の空間放射線量の測定

市役所本庁舎敷地内において月２回、空間放射線量を測定しています。除染要否の基準値については、より安全性を確保するために、地上に近い 5cm で、かつ当初国が定めた 0.19μＳｖ/ｈ未満と本市独自で定め運用しています。

令和７年度　市役所敷地内における空間放射線量の測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト／時）

測定場所	1 cm		50 cm		1 m	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
本庁舎敷地内	0.03	0.04	0.03	0.06	0.03	0.05

※1　令和 7 年 10 月から測定箇所を 1m 単独に変更したため、令和 7 年度 1cm 及び 50cm の測定結果は 4~9 月分によるものです。

環境保全課

② 海岸における空間放射線量

片瀬海岸東浜、片瀬海岸西浜、辻堂海岸、鵠沼海岸（引地川河口付近）において月 1 回、空間放射線量を測定しています（片瀬海岸東浜は 7、8 月のみ）。

令和 7 年度　海岸における空間放射線量の測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト／時）

測定場所	1 cm		50 cm		1 m	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
片瀬海岸東浜	0.020	0.031	0.030	0.035	0.020	0.024
片瀬海岸西浜	0.028	0.040	0.025	0.040	0.020	0.040
辻堂海岸	0.025	0.035	0.030	0.035	0.022	0.035
鵠沼海岸	0.022	0.035	0.025	0.033	0.022	0.039

※　本市独自の基準値は～　を削除

③ 海水及び河川水の放射能濃度

環境保全課

片瀬海岸東浜・片瀬海岸西浜・辻堂海岸の海水、引地川河口の河川水を採取し、放射能濃度を測定しています（片瀬海岸東浜、辻堂海岸は 7・8 月のみ）。なお、水浴場の放射性物質に係る水質の目安は、放射性セシウム（放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計）が 10Bq/L 以下です。

令和 7 年度　海水及び河川水の核種別放射能濃度の測定結果　単位：Bq/kg

測定場所	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
片瀬海岸東浜	不検出	不検出	不検出
片瀬海岸西浜	不検出	不検出	不検出
辻堂海岸	不検出	不検出	不検出
引地川河口	※	不検出	不検出

※ 8/25 に 0.41 Bq（ベクレル）/kg を検出、その他は不検出。なお、不検出とは、放射性物質濃度が検出限界値に満たないことをいう。検出限界値は、ヨウ素-131 が 0.28～0.47 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 0.27～0.44Bq/kg、セシウム-137 が 0.26～0.46Bq/kg

環境施設課（北部環境事業所/石名坂環境事業所）

④　ごみの焼却灰に含まれる放射性物質濃度

一般廃棄物焼却施設（北部環境事業所及び石名坂環境事業所）から排出される焼却灰に含まれる放射性物質濃度を測定しています。

令和７年度　焼却灰の放射性物質濃度（北部環境事業所）　単位：Bq/kg

		ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137	基準値
主灰（乾土換算値）	1 号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	8,000
	2 号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	
飛灰（乾土換算値）	1 号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	26 (28)	8,000
	2 号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	20 (25)	

※1　上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載。
※2　主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰を示す。
※3　飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。
※4　「不検出」とは、放射性物質濃度が検出下限値に満たないことを表す。検出下限値は直接測定値のヨウ素-131 が 9～14Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 9～13Bq/kg、セシウム-137 が 8～13Bq/kg。乾土換算値のヨウ素-131 が 12～17Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 11～14Bq/kg、セシウム-137 が 9～15Bq/kg。

令和７年度　焼却灰の放射性物質濃度（石名坂環境事業所）　単位：Bq/kg

	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137	基準値
飛灰（乾土換算値）	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	8,000

※1　上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載。
※2　飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。
※3　石名坂環境事業所の焼却炉は、主灰は排出されない方式。
※4　「不検出」とは、放射性物質濃度が検出下限値に満たないことを表す。検出下限値は直接測定値のヨウ素-131 が 18 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 16Bq/kg、セシウム-137 が 14Bq/kg。乾土換算値のヨウ素-131 が 18 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 16Bq/kg、セシウム-137 が 14Bq/kg

※5　令和７年度からより　を削除

ゼロカーボン推進課

（３）放射性物質に関する知識の普及・啓発等

放射性物質に関する様々な情報がある中で、正しい情報を市民一人ひとりが理解することが大切です。本市では「ふじさわ環境フェア」等の環境イベントで放射性物質に関する知識について普及啓発しています。

≪環境像２≫

Ⅱ　地域資源を活用し自然とふれあえるまち

１　緑と里山の保全

環境目標２－１
豊かな緑が保全・再生され、水と緑が調和した自然にふれあえること

みどり保全課

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要		2020 R2（改定時）	2024 R6	2025 R7	2030 R12（目標）	目標達成率※1
市域の緑地確保※2 単位：%	取組・結果等について みどりを取り巻く状況として、カーボンニュートラルの実現やウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市の実現、生態系ネットワークの確保、緑地の量的拡大・質的向上、人と自然が共生するネイチャーポジティブの実現が求められています。 緑地の保全及び緑化の推進に関する主な取組として、貴重な緑地の取得や条例に基づく保存樹木等の指定とともに、都市公園の整備や戸建て住宅等を対象とした建物緑化助成制度等の活用により、市街地における緑地の確保に努めました。 近年は、公共施設の整備等による緑地の「増」に対し、人口増加などに伴う民有地の土地利用転換に伴う「減」が上回っていることのほか、西北部の市街化区域編入に伴う農業振興地域内の農用地区域が減少したことなどから、2023 年度（令和 5 年度）実績として、市域全体では前年度以上の減少となっています。 今後の取組・対策等について 今後も人口の増加が予測される本市ではありますが、引き続き、緑地の確保に努めます。 また、緑地の多面的な機能を捉えたうえで、目にうつる緑の総量を確保することなどにより、市民生活の快適性の向上に繋げていきます。	目標	—	—		25.1 ※3	△0.6/0.0 ポイント
		実績	25.1	24.6	△0.6	—	
		対前年	—	△0.1	△0.1	—	
		対改定時	—	△0.5	△0.6	0.0	

※1　目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）
※2　本市における実績値。
※3　2030 年度（令和 12 年度）の目標値は、「藤沢市緑の基本計画（令和 8 年 3 月改定）」における、2035 年度（令和 17 年度）の目標値に変更した。

みどり保全課

⑥　都市公園以外の公共施設緑地

都市公園以外の公共施設緑地は、令和 8 年 3 月 31 日現在約 331ha です。

市有山林は、みどり基金による取得、土地所有者からの寄附及び神奈川県との共同購入により着実に増加しています。一方で、緑の広場や憩いの森等、土地所有者との契約により確保している緑地は、相続の発生等により土地利用転換されることがありますが、公共施設緑地の多くは市街地にあることから、新たな緑地を確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面を活用した建物緑化や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化などに努める必要があります。

みどり保全課

⑦　公共施設の緑化

年々減少している緑地を少しでも多く確保するため、また、みどり豊かな憩いと潤いのあるまちづくりに向けて、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく高木等の植栽はもとより、建物の屋上や壁面を利用した建物緑化を推進しています。

みどり保全課

⑧　民有地の緑化と緑化協定

都市緑化を推進していくうえで、民有地の緑化は大きなウエイトを占めています。昭和 51 年度から、民有地での樹木の保全や創出を推進するため、一定規模以上の敷地に建築をする場合には、敷地面積の 10%～20%の範囲で緑地の確保を義務付けています。

令和 7 年度末現在の緑化協定・緑化計画の締結件数は 6,978 件、緑地面積は 480.26ha になっています。

みどり保全課（2 段落目以外）　公園課（4 ~5 行目［フジロードに関して］

⑨　市の木「クロマツ」、市の花「フジ」と市の鳥「カワセミ」

市の木クロマツについては、松くい虫の被害から守るために毎年薬液注入による予防を行っています。令和 7 年度においては、松枯れを防止するために 103 本のマツの樹幹に薬液注入を行いました。

市の花フジについては、市民団体との協働で策定した 2 つのフジロード、「引地川・フジ史跡ロード」・「境川・フジ水辺ロード」の PR などを活用し、フジの普及啓発を行っていきます。

市の鳥カワセミについては、引地川、境川、目久尻川などの水系を中心に長久保公園や大庭の裏門公園などでも見かけることができます。

なお、裏門公園では人工営巣地の管理作業を実施しており、近年カワセミの生息が確認できるようになりました。

【市の木】	【市の花】	【市の鳥】
昭和 45 年 10 月 1 日制定	昭和 45 年 10 月 1 日制定	平成 4 年 10 月 1 日制定
クロマツ	フ　ジ	カワセミ

みどり保全課

⑩　みどり基金による緑地の取得等

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 61 年 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、市民・企業等に呼びかけ、寄附を募るとともに、一般会計繰入金、基金運用利子等により基金を積み立てています。

令和 7 年度末時点では、基金残高 8 億 5,867 万円となっており、この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度末に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮っており、昭和 61 年度から現在まで合計約 12.3 ha の緑地を取得しています。

積み立て・取り崩し状況　　単位：千円

年度	積立金				取崩金		取得面積	年度末
	本市積立	寄附金		利子	緑地取得	その他	（m²）	基金額
令和 3 年	74,203	13,738	（68 件）	20	0	15,569	0	877,404
令和 4 年	72,661	13,281	（87 件）	40	130,729	15,261	5,364.82	817,396
令和 5 年	70,170	19,225	（83 件）	80	149,265	14,533	2,859.00	743,103
令和 6 年	72,324	31,414	（61 件）	1,626	50,008	14,670	4,230.70	783,789
令和 7 年	72,130	35,870	（66 件）	4,475	2,380	35,215	3,312.59	858,671

道路維持課

⑪　街路樹の維持・管理

街路樹は、都市の中で身近な緑の代表格と言え、街の良好な景観を創り出し、気象を緩和し、夏には日照りを遮り、四季の移り変わりを感じさせてくれるなど、人々の生活に潤いを与えてくれます。

近年では、都市温暖化対策の 1 つの位置づけとなるほか、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

街路樹は、令和 8 年 3 月 31 日現在、高木・中木が約 12,800 本、低木等が約 134,600 m² あり、良好な街路樹の維持・管理に努めています。

今後も引き続き、街路樹がより良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるとともに、持続可能な管理を行っていきます。

（2）里山の保全

みどり保全課

①　里山の現状

里地里山とは一般的に、農地、山林及び集落が一体となった地域を総称するものであり、昭和 40 年代前半頃までは、農業や林業の生産活動、堆肥や薪炭（しんたん）資源確保の場及び農村における日常生活の場として、人の手が継続して入ることで、その景観が保全されてきました。

里地里山の姿は、時代ごとの人々の生活のあり方によっても異なったものだったといわれています。明治時代頃までの里地里山は、屋根材等の共同管理地としての茅場の割合が高く、人工的な草地環境を織り交ぜた姿だったと考えられています。現在、私たちが思い描く里地里山の姿は、薪炭（しんたん）

みどり保全課

イ　藤沢市みどりいっぱい市民の会

郷土の自然を守り、育て、あわせて次代を担う青少年の健全な育成と良好な環境保全を目指して、昭和 52 年 10 月に「藤沢市みどりいっぱい市民の会」が発足しました。令和 7 年度末の会員数は 118 人です。この会では、住民の緑化意識の向上を目指して自然観察会などを開催し、明るく住み良いまちづくりの実現のための活動を展開しています。また、植樹活動などのボランティア活動も行っています。

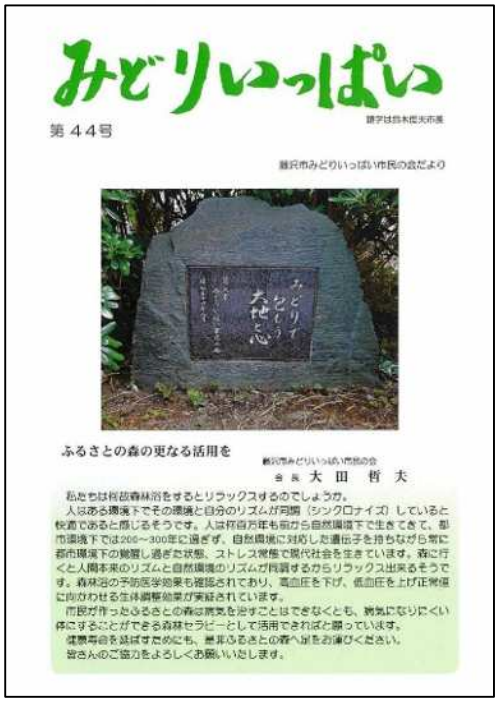
みどりいっぱい
第44号
藤沢市みどりいっぱい市民の会だより
ふるさとの森の更なる活用を
会長　大田　哲夫
私たちは何故森林浴をするとリラックスするのでしょうか。
人はある環境下でその環境と自分のリズムが同調（シンクロナイズ）していると快適であると感じるそうです。人は何百万年も前から自然環境下で生きてきて、都市環境下では200～300年に過ぎず、自然環境に対応した遺伝子を持ちながら常に都市環境下の緊張し過ぎた状態、ストレス常態で現代社会を生きています。森に行くと人間本来のリズムと自然環境のリズムが同調するからリラックス出来るそうです。森林浴の予防医学効果も確認されており、高血圧を下げ、低血圧を上げ正常値に向かわせる生体調整効果が実証されています。
市民が作ったふるさとの森は病気を治すことはできなくとも、病気になりにくい体にすることができる森林セラピーとして活用できればと願っています。
健康寿命を延ばすためにも、是非ふるさとの森へ足をお運びください。
皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

【藤沢市みどりいっぱい市民の会　会報】

みどり保全課

ウ　「緑と花いっぱい推進の集い」の開催

緑化意識の向上は、市民総ぐるみによる緑化活動を推進するうえで、最も重要なことです。このことから、「緑と花いっぱい運動」の一環として、緑化意識の普及啓発を図るため、昭和 57 年から藤沢市みどりいっぱい市民の会、藤沢市企業等環境緑化推進協議会、本市の三者で「緑と花いっぱい推進の集い」を毎年秋に開催し、第 44 回目となる令和 7 年度は、F プレイスにおいて 119 人の参加を得て開催しました。この「集い」では、「藤沢の自然や生き物を描いてみよう」をテーマとしたポスターコンクール等の表彰を行いました。

令和 7 年度「緑と花のまちづくりポスターコンクール」ほか応募状況

◇ポスターコンクール	2,029 点
◇学校花だんコンクール	18 校
◇標語コンクール	9 点
◇緑と花のまちづくり賞	13 点

【ポスターの展示会】（展示場所：長久保公園）

公園課
2段落目までと表

みどり保全課
3段落目

⑩　公園緑地

公園緑地は「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支える上で欠かすことのできない都市施設です。

公園緑地の現況は次に示すとおりであり、令和8年3月31日現在、市民一人当たりの都市公園面積は5.42㎡です（県立公園を含む）。

また、「緑の広場」や「憩いの森」などの公共施設緑地を加えた都市公園等の面積は、市民一人当たり約12.9㎡となっています（令和8年3月31日時点）。

公園緑地（都市公園）の現況　　（令和8年3月31日現在）

種別		箇所	面積（ha）	備考
住区基幹公園	街区公園	270	45.50	
	近隣公園	25	27.90	
	地区公園	3	22.34	長久保公園、引地川親水公園、下土棚遊水地公園
都市基幹公園	総合公園	4	55.94	新林公園、大庭城址公園、県立辻堂海浜公園、県立境川遊水地公園の一部
	運動公園	2	13.43	八部公園（鵠沼運動公園）、秋葉台公園
特殊公園	風致公園	2	5.33	片瀬山公園、遠藤笹窪谷公園
	墓園	1	36.87	大庭台墓園
大規模公園	広域公園	2	19.06	鵠沼海浜公園、県立湘南海岸公園
緑地等	都市林	1	2.68	裏門公園
	都市緑地	7	2.39	伊勢山緑地、御所ケ谷緑地、善行坂緑地、亀井野緑地、本在寺緑地、善行二丁目緑地、辻堂東海岸二丁目緑地
	緑道	2	8.63	引地川緑地、境川緑地
	緩衝緑地	1	0.19	桐原緑地
合計		320	240.25	市民一人当たりの面積：　5.42㎡／人※

※　令和8年4月1日現在の人口442,956人を使用。

※　各面積は百㎡未満を四捨五入して、ha表示としているため、合計が一致しないことがある。

公園課

⑪　緑の広場の設置状況

市内に点在する空閑地について、土地所有者の協力を得て、地域住民のレクリエーション及びコミュニケーションの場として、また災害時の一時避難場所として設置し、地域住民等に管理を依頼しています。

年度別緑の広場の設置状況

年度	令和 5 年		令和 6 年		令和 7 年	
利用区分	箇所	全体面積（m²）	箇所	全体面積（m²）	箇所	全体面積（m²）
レクリエーション広場	33	63,937.87	33	63,937.87	33	63,936.87
運動広場	7	38,400.90	7	38,400.90	7	38,400.90
こども広場	11	6,889.66	7	3,289.42	6	2,516.98
計	51	109,228.43	47	105,628.19	46	104,854.75

＜緑の広場が減少した理由＞

相続等土地所有者のやむを得ない事情による解除と、公園の整備が進んだ地域における契約の終了によるものです。

公園課

⑫　みず・みどりの基幹軸

引地川、境川などの河川空間は、多様な緑地機能を有しており、連続性のある緑地として整備を検討しています。特に、本市のほぼ中央を南北に流れる引地川は、「みず・みどりの基幹軸」として、下流の龍宮橋から大庭鷹匠橋までの緑道の整備がおおむね完了しており、引き続き、下土棚地区で神奈川県が進める遊水地事業との連携、さらに大和市との広域的なつながりを確保するため、緑道等の整備を検討していきます。

（２）都市の緑化

みどり保全課

①　公共施設の緑化

年々減少している緑を少しでも多く回復するために、緑豊かな憩いと潤いのある都市空間づくりに向け、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地上部の緑化はもとより、建物の屋上か壁面を利用した建物緑化を推進しています。

みどり保全課

②　都市公園以外の公共施設緑地

公共施設緑地の多くは市街地にあることから、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面を活用した建物緑化や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化などに努める必要があります（詳細は第２部　Ⅱ-１　参照）。

③　建物の緑化推進

みどり保全課

＜建物緑化助成事業＞

本市における緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として市内の建物緑化を推進するため、屋上・壁面緑化事業や緑のカーテン（一年草による壁面緑化）の工事費を助成しています。

4　農水産業との共存

環境目標２－４
安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

農業水産課

指標項目	概要		2020 R2（改定時）	2024 R6	2025 R7	2030 R12（目標）	目標達成率※1
有機農業取組面積※2 単位：ha	取組・結果等について 2025 年度（令和 7 年度）の有機農業の取組面積は 34.7 ha と、前年度実績値から約 2.4ha 増加しています。2030 年度（令和 12 年度）の目標値 81.8 ha に向け、より一層の取組が必要となります。 今後の取組・対策等について 収穫体験講座のほか、マルシェを開催し、有機農業に対する理解促進を図ります。 また、新規就農者を積極的に受入れ、有機農業の取組面積拡大を推進します。	目標	—	40.4	47.3	81.8※3	24.2 %
		実績	19.7	32.3	34.7	—	
		対前年	—	2.1	2.4	—	
		対改定時	—	12.6	15.0	62.1	

※1　目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）
※2　本市における推計値。
※3　2050 年（令和 32 年）に 220 ha とするため、2022 年度（令和 4 年度）以降、1 年当たり 6.9 ha 拡大していく必要があるとして目標値を算定。

藤沢産　を削除

（1）農水産業の保全・推進

① 水田の保全

農業水産課

有機農業※に取り組む農業者又は県のエコファーマー認定を受けた市内在住の水稲生産者に対し奨励金を交付し、環境に配慮した栽培を奨励することで、市民に潤いと安らぎを与える田園景観を形成し、生物多様性や水源のかん養、治水などの多様な機能を持つ水田の保全を図っています。

※「有機農業の推進に関する法律」（「有機農業推進法」）によると、有機農業とは「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」を指します。

令和 7 年度　水田保全事業実績

	㎡単価（円）	申請数（人）	申請面積（㎡）	交付金額※（円）
水田保全事業奨励金	48	107	575,529	27,575,000

※　交付金額は申請者ごとに 1,000 円未満を切り捨てるため、㎡単価に申請面積を乗じた金額は交付金額と一致しない。

② 水路・農道の整備

農業水産課

令和 7 年度は、県の補助を受け、宮原地区で 30m の農業用水路の改修を実施しました。

農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮するための基盤となる社会共通の資本であることから、適正な保全を図るため、今後も地元の水利団体等と十分な協議を行い、農業の基盤整備を計画的に進めていきます。

③ 農薬使用に関する情報提供

ゼロカーボン推進課／関係課：地域保健課・農業水産課・環境保全課

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、市民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要です。そのため、農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が実施主体となり、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています。

引き続き、農薬の安全かつ適正な使用のため、国の動向など必要な情報収集等を行っていきます。

④ 農用地区域の保全

農業水産課

「農業振興地域の整備に関する法律」（「農振法」）に基づいて、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定め、優良農地の確保、保全に努めています。

【令和 8 年 3 月 31 日現在　農用地区域面積　約 527ha 】

⑤ 生産緑地地区

都市計画課

市街化区域内の農地については、農業等と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の確保のため、農業生産活動をもとにした緑地機能や公害・災害の防止機能等に優れたものを生産緑地地区として指定し、計画的な保全がなされています。

令和 8 年 3 月 31 日現在 440 ヵ所、約 81.5 ha が生産緑地地区として指定されています。

⑪　学校・保育園給食における食の安全への取組

学校給食課　保育課

学校・保育園給食では、食の安全への取組として、不必要な添加物を含んでいない食品の使用に努めるとともに、安全性の高いものや地場産を取り入れ、極力手作りの給食を提供するように努めています。

【小学校給食の例】

ふじさわロールパン／
鮭のパン粉焼き／
ミネストローネ／
牛乳

【中学校給食の例】

焼肉丼／ゆで野菜／
ひじきポテト／
しらたきの炒め物／
白菜スープ／
ごはん／牛乳

【保育園給食の例】

ごはん／ミートローフ／
キャベツときゅうりの塩もみ
／
じゃがいもとあおなのスープ

≪環境像３≫

Ⅲ　資源を持続可能な形で循環し利用していくまち

１　廃棄物の発生・排出抑制

環境目標３－１
廃棄物の発生・排出抑制を進め、環境負荷が低減されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

廃棄物・美化担当

指標項目	概要		2019 R1（基準年度[1]）	2024 R6	2025 R7	2030 R12[※2]（目標）	目標達成率[※3]
市民１人１日当たりの家庭系ごみ排出量[※4] 単位：g/人・日	取組・結果等について 時代や社会状況の変化等に対応し、ごみの発生抑制と減量・資源化を一層推進するため、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって、次ページ以降のとおり様々な施策を展開してきました。市民１日１人当たりの家庭系ごみ排出量の令和７年度実績は 566g で、基準年の令和元年度実績の 646 g と比べて約 12.4%の減少となりました。また、廃棄物の資源化率は約 31.7%、溶融資源化を除いた資源化率は約 24.1%となりました。 令和 7 年度についても引き続き、市民のごみ減量の意識が高く、家庭での生ごみコンポスト化や生ごみの水切り、マイバッグ・マイボトルの普及によるリデュースの促進がごみ量減少の一因となっていると考えます。 今後の取組・対策等について 引き続き、藤沢市一般廃棄物処理基本計画の方針に沿ったごみの減量化・資源化施策の推進を図っていきます。	目標	—	—	—	612	235.3 %
		実績	646	577	566	—	
		対前年	—	△6	△11	—	
		対改定時	—	△69	△80	△34	

※1　「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」(令和 4 年 3 月)では、2019 年度（令和元年度）を基準年度として 2031 年度（令和 13 年度）の目標値を定めている。
※2　2030 年度（令和 12 年度）の目標値は同計画 2031 年度（令和 13 年度）の目標値と同じとした。
※3　目標達成率＝（最新値-基準年度実績値）／（目標値-基準年度実績値）
※4　本市における実績値。

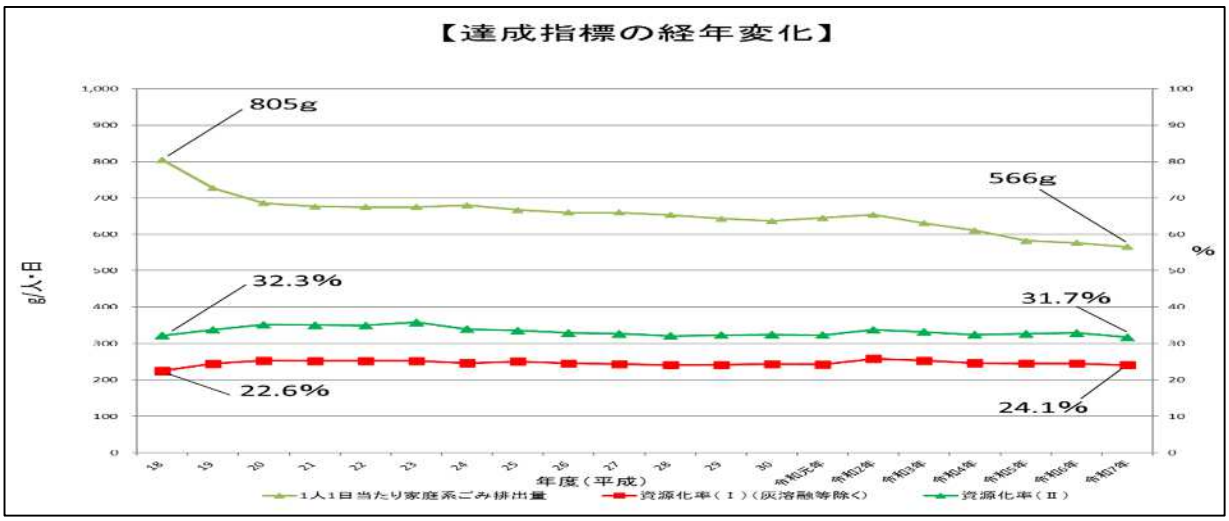

（１）廃棄物の発生・排出抑制

廃棄物・美化担当

①　総ごみ排出量について

ごみの発生抑制、減量・資源化を更に進めるとともに、公平性の確保、環境の保全と創造、最終処分場の延命化を目的に、平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみのごみ処理有料化を導入しています。

令和 7 年度の総ごみ排出量は、118,204t となっています。その内訳は、可燃ごみ（家庭）が 53,516t、可燃ごみ（事業）が 26,388t、不燃・大型ごみが 11,390t、資源が 26,910t となっています。1 人 1 日当たりのごみ排出量及び要処理量については、平成 29 年度以降減少傾向となっています。

令和 7 年度の総ごみ排出量は、令和 6 年度と比較して約 2,737t 減少しており、家庭系ごみについては約 1,791t 減少、事業系ごみが約 947t 減少しています。

総ごみ排出量等の経年変化　　単位：t

年度		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
人口（毎年 10 月 1 日）		440,487	443,451	443,986	443,757	443,894
1 人 1 日当たりのごみ排出量（g）		812	797	758	747	730
1 人 1 日当たりの要処理量（g）（資源を除くごみ排出量）		620	613	584	575	563
総ごみ排出量（t）		130,522	128,932	123,157	120,941	118,226
	可燃ごみ（家庭）	57,760	57,137	54,738	54,062	53,516
	可燃ごみ（事業）	28,552	29,425	27,790	26,923	26,388
	不燃・大型ごみ	13,437	12,579	12,351	12,151	11,291
	資源	30,773	29,791	28,278	27,805	27,031

廃棄物・美化担当

②　多量排出事業者への指導等

1 ヵ月平均 3 t 以上又は年間 36 t 以上の事業系一般廃棄物を排出する者を多量排出事業者と定義し、毎年度、前年度の排出量データをもとに更新しています。多量排出事業者に対しては、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務付けており、ごみ発生量や資源化量の把握、排出抑制に対する意識づけを図っています。

廃棄物・美化担当

③　「拡大生産者責任」関連法の整備に向けて

平成 9 年に「容器包装リサイクル法」が施行されてビンとペットボトルが再商品化の対象となり、平成 12 年からは、紙類、プラスチック製容器包装材が対象品目に加わりました。また、令和 4 年 4 月に「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチック製容器包装と一括してプラスチック製品もリサイクルできる制度が定められましたが、経費の負担割合や使い捨て容器の製造削減、過剰包装の見直しが進まないなど課題があることから、生産者、流通業者などが製品の生産から処分・資源化の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の確立に向けて、全国市長会や全国都市清掃会議を通して、継続的に関係機関に働きかけを行っています（第１部　Ⅰ-３　参照）。

家庭用電動生ごみ処理機普及台数の実績　　単位：台

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
補助台数	106	327	305	456	382
累計台数	7,553	7,880	8,185	8,641	9,023

※　販売価格の 4 分の 3、上限 3 万円を補助。

廃棄物・美化担当

③　家庭における食品ロスの削減

ホームページでの紹介や、自治会、町内会、学校などを対象に実施しているごみに関わるテーマの出前講座などにおいて、食品を無駄にしないための情報提供やフードドライブなどにより、食品ロスの削減を推進しています。

フードドライブ回収量　　単位：kg

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
回収量	1,369	2,419	1,863	1,784	2,537

廃棄物・美化担当

④　事業者における食品ロスの削減

事業系可燃ごみ量に含まれる食品ロス発生量は、業種によって食品廃棄物や可食部の割合が大きく異なるため、焼却施設のごみピットにおける組成分析調査結果を用いて推計しています。

事業者へはホームページ等を通じて、事業系一般廃棄物の分別方法や事業系食品ロス削減に関する情報発信と啓発を行います。

事業系食品ロス発生量　　単位：t

年度		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
事業系可燃ごみ量		28,552	29,425	27,790	26,923	26,388
食品廃棄物		8,092	9,124	11,563	12,826	12,471
	可食部（食品ロス）	1,125	1,268	1,584	1,693	1,646
	不可食部	6,967	7,856	9,979	11,133	10,825

※　可食部と不可食部の割合は「食品産業リサイクル状況等調査委託報告書」の調査結果を用いている。当該調査では、令和 2 年度までは可食部：13.7%、不可食部：86.3%、令和 3 年度から令和 5 年度までは可食部：13.9%、不可食部：86.1%、令和 6 年度以降は可食：13.2%、不可食部：86.8%としている。

（3）プラスチックごみの削減

環境事業センター

①　指定収集袋制によるごみ処理有料化の導入

平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋制によるごみ処理有料化（以下、有料化）を開始した結果、可燃ごみに占める資源物の割合は、令和 7 年度では約 9.4%となり、有料化開始前の平成 18 年度の約 18.9%と比べて 7.5 ポイント減少しました。

「有料化実施前後のごみ排出量の比較」表に示すとおり、有料化実施前の平成 18 年度と比べて、人口は増加していますが、令和 7 年度の可燃ごみ収集量は約 24.7%の減少（約 17,540t 減少）、不燃ごみ収集量は約 34.7%の減少（約 3,465t 減少）を示し、ごみ排出量の際立ったリバウンド等は発生していません。

有料化開始前に心配されていた不法投棄については、「有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較」表のとおり、有料化実施前と比較し、かえって減少している傾向が見られます。これは、市民

と協働した不法投棄防止パトロール強化の効果や有料化に先駆けて実施した可燃ごみ、不燃ごみの戸別収集により、ごみ集積所を廃止したことから不法投棄されにくい環境が整ったためと思われます。

有料化導入に伴い、平成 19 年度から、従来の「ごみ減量基金」を「環境基金」に改め、寄附金や預金利息のほかに、有料化による手数料収入相当額の一部を一般財源から環境基金に積み立て、環境の保全や創造等の事業に充当しています。

また、指定収集袋の有料化の導入はごみ排出量に応じた負担の公平性とプラスチックごみを含むごみ減量を推進し、最終処分場の延命につながっています。

指定収集袋は 10 枚 1 セット（家庭用大袋は 5 枚 1 セット）で交付（販売）しています。プラスチックごみの削減に向け、一部の取扱店にて、レジ袋の代わりに使用できるよう小分け販売（ばら売り）をしています。

なお、令和 4 年 7 月から指定収集袋の原料について、食物由来のバイオマスプラスチックを 25%使用しプラスチック削減を行っています。

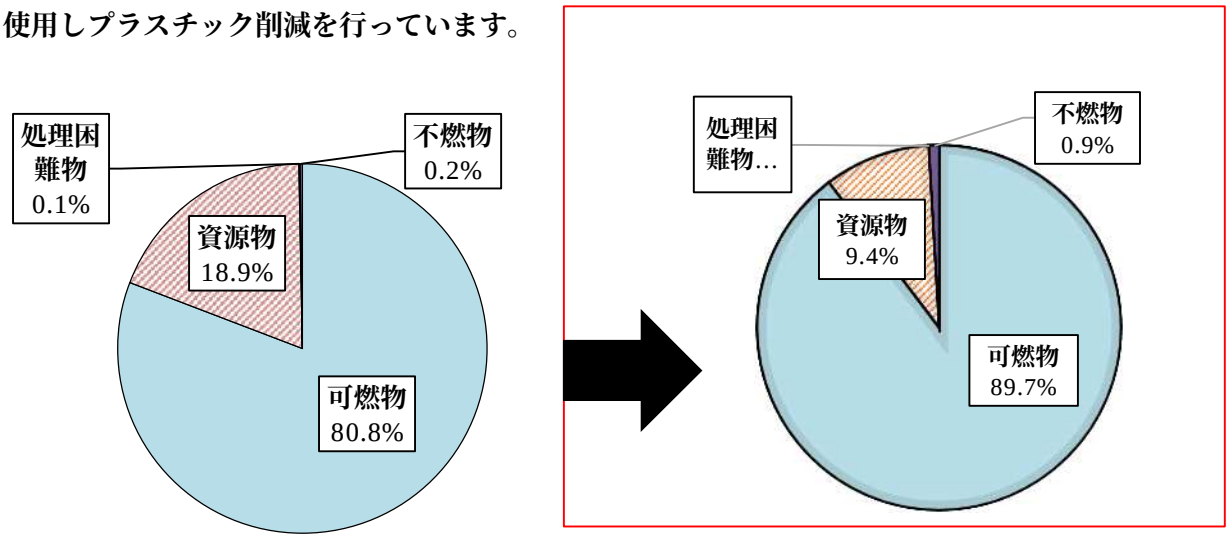

≪有料化実施前≫
【平成 18 年度可燃ごみ組成分析】

≪有料化実施後≫
【令和 7 年度可燃ごみ組成分析】

有料化実施前後のごみ排出量の比較　　単位：t

年度		有料化実施前	有料化実施年	有料化実施後				H18～R7 増減率
		平成 18 年	平成 19 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	
人口 （人）		398,481	402,096	443,451	443,986	443,757	443,894	増
可燃ごみ		100,970	92,228	86,562	82,529	80,985	79,904	減
	収集量	70,912	61,244	56,989	54,595	53,849	53,372	減
	持込量	30,058	30,984	29,573	27,934	27,136	26,533	減
不燃ごみ		10,959	9,136	7,150	6,836	6,807	6,752	減
	収集量	9,984	8,534	6,728	6,487	6,445	6,519	増
	持込量	975	602	422	349	362	233	減

有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較

年度	有料化実施前	有料化実施年	有料化実施後			
	平成18年	平成19年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
不法投棄処理件数(件)	2,122	1,990	104	113	104	74
不法投棄ごみ量(t)	131	90	7	4	3	2

総務担当

環境基金の状況

単位：千円

年度		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
前年度末残高		71,232	78,030	144,049	148,472	181,578
積立	寄附金	13,289	23,859	30,474	20,344	21,693
	預金利息	2	4	14	209	1,278
	本市一般財源	667,827	653,952	631,534	650,920	649,166
	計	681,118	677,815	662,022	671,473	853,715
取り崩し（充当先）	ごみ減量推進事業費	6,337	17,189	20,013	18,462	15,252
	生活環境団体等指導育成事業費	1,933	2,171	2,166	2,158	2,149
	プラスチック中間処理施設運営事業費	38,646	38,646	38,646	49,943	62,893
	環境基本計画関係費	17,875				
	ゼロカーボン推進補助事業費（令和6年度までは地球温暖化対策関係事業費）	23,480	18,852	22,765	19,842	16,982
	廃棄物処理対策事業費	347,389	300,000	340,000、	340,000	381,000
	スズメバチ対策費		2,000	1,770	1,935	
	自然環境共生推進事業費	3,728	4,407	4,486	4,524	4,524
	廃棄物等戸別収集事業費	170,240	170,240	170,240	170,240	170,240
	最終処分場整備事業費		3,850	14,080		
	一般廃棄物中間処理施設整備事業費				7,150	
	石名坂環境事業所整備事業費	30,000	20,000	10,000		
	水田保全事業費	24,692	24,523	24,622	24,835	14,000
	し尿処理関係事業費	10,000	10,000	10,000		
執行額と見込み額の差額（翌年度環境基金への振替済）			▲82	▲1,189	▲722	▲391
計		674,320	611,796	657,599	638,367	666,649
当年度末残高		78,030	144,049	148,472	181,578	187,066

環境事業センター

②　ごみ減量推進店制度

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定することでプラスチックごみ等の削減に向けた取組を行ってきました。しかしながら、制度発足当初とは異なり、ごみの減量や分別は社会全体として取り組むべき課題であると既に一般社会に浸透していることから、本制度の役割は果たされたとして、令和 8 年 3 月末日をもって廃止しました。

することに決定　を削除

【ごみ減量シンボルマーク（推進店）】

【ごみ減量推進店啓発用のぼり】

ごみ減量推進店の認定店舗数

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
認定店舗数	141	143	137	137	137

2　廃棄物の適正な処理

環境目標３－２
廃棄物の適正な処理を進め、循環型社会が形成されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2019 R1 (基準年度※1)	2024 R6	2025 R7	2030 R12※2 (目標)	目標 達成率※3
一般廃棄物の資源化率※4 単位：%	取組・結果等について 2024 年度（令和 6 年度）と比較して約 1.2 ポイント減少しています。ごみ総排出量は減少しましたが、リサイクルプラザ藤沢火災の影響で一部埋立処理を行ったため、溶融処理等を実施する焼却灰等の量が減少したことが要因と考えられます。 今後の取組・対策等について 引き続き、民間事業者と連携した廃棄物の資源化を図っていきます。	目標	―	―		35	廃棄物・美化担当
		実績	32.3	32.9	31.7	―	
		対前年	―	0.2	△1.2	―	△0.6/2.7 ポイント
		対改定時	―	0.6	△0.6	2.7	
灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率※4 単位：%	取組・結果等について 2024 年度（令和 6 年度）と比較して約 0.4 ポイント減少しています。紙の電子化などで、社会全体として資源の排出量が減少していることなどが要因と考えられます。 今後の取組・対策等について 商品プラスチックの分別収集・資源化やペットボトルの拠点回収等を引き続き継続していきます。	目標	―	―		25	
		実績	24.2	24.5	24.1	―	
		対前年	―	0	△0.4	―	△0.1/0.8 ポイント
		対改定時	―	0.3	△0.1	0.8	
指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)	―
藤沢市ごみ分別アプリ累計ダウンロード数 単位：件	取組・結果等について 2025 年度（令和 7 年度）のダウンロード数は 22,124 件、累計ダウンロード数は 189,855 件となりました。 今後の取組・対策等について アプリ利用者は順調に推移しており、引き続き利用者拡大に向けて周知を図っていきます。		63,685	167,731	189,855	163,000	環境事業センター ―

※1　「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」（令和 4 年 3 月）では、2019 年度（令和元年度）を基準年度として 2031 年度（令和 13 年度）の目標値を定めている。
※2　2030 年度（令和 12 年度）の目標値は同計画 2031 年度（令和 13 年度）目標値と同じとした。
※3　目標達成率＝（最新値-基準年度実績値）／（目標値-基準年度実績値）
※4　本市における実績値。

（1）廃棄物の適正処理

廃棄物・美化担当

①　災害廃棄物処理について

国は東日本大震災の経験を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針（環境省、平成 26 年 3 月）」を策定し、災害時における廃棄物の処理について、平常時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう「廃棄物処理法」及び「災害対策基本法」を平成 27 年 8 月に改正し、災害廃棄物処理対策を進めています。令和 5 年 4 月には、災害廃棄物処理計画の策定及び改定に取り組むにあたり、検討すべき重要なポイントを解説した「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」の策定がされました。また、神奈川県においては、令和 6 年 3 月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」の見直しを行っています。

本市においては、法律改正における、「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置の届出の特例の追加」及び「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加」に対応するため、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正し、平成 30 年 3 月には「藤沢市災害廃棄物処理計画」を策定しています。本計画の策定以降、令和 6 年能登半島地震等の大規模な災害が発生しており、それらの災害対応での知見や教訓、また、国の災害廃棄物対策指針の改定、神奈川県計画の見直し等を踏まえ、令和 7 年 3 月に「藤沢市災害廃棄物処理計画」の改定を行いました。

環境施設課（北部環境事業所）

②　特定処理品目の適正処理

本市が「特定処理品目」とする次のものについては、それぞれ以下のように処理されています。

1）蛍光管は、リサイクルプラザ藤沢で破砕後に民間施設で資源化
2）電池類及び加熱式たばこは、民間施設で資源化
3）水銀体温計は、民間施設で資源化
4）テープ類は、北部環境事業所で焼却
5）ライター、ガスボンベ、スプレー缶は、中のガスを抜いた後、リサイクルプラザ藤沢で破砕し、磁選別及びアルミ選別後、北部環境事業所で焼却又は資源化業者に売却

廃乾電池・廃蛍光管の処理量　　単位：kg

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
廃乾電池処理量	105,620	95,810	108,770	100,760	102,070
小型二次電池	2,250	1,150	1,630	3,160	2,810
廃蛍光管処理量	25,130	21,100	20,070	14,880	15,210

特定処理品目の蛍光管と電池類の一部は戸別収集、ごみ処理有料化以前より分別収集・分別処理を行っていますが、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（「水銀環境汚染防止法」）において、蛍光管と電池類のボタン電池が水銀使用製品であることから、この法律における自治体の義務である適正回収に努めています。

③　中間処理

環境施設課（北部環境事業所）

環境施設課（石名坂環境事業所）
3・5 段落目等、関連部分

ア　焼却処理施設

可燃ごみは、石名坂環境事業所と北部環境事業所へ搬入され焼却処理をしています。

また、不燃ごみ・大型ごみの破砕残渣は北部環境事業所へ搬入され焼却処理をしています。

石名坂環境事業所（昭和 59 年竣工）は、130 t/24 h×3 基を有していますが、現在は 1 炉での運転とし、老朽化のため修繕工事を行い延命化しています。

北部環境事業所（1 号炉：平成 19 年更新竣工・2 号炉：昭和 49 年竣工）は、150 t/24 h×2 基で運転していましたが、2 号炉を平成 25 年に廃止し、老朽化の進行及び廃棄物発生量が微増していることから、一般廃棄物の安定的な処理を維持していくため、平成 28 年 4 月に「藤沢市焼却施設整備基本計画」を策定し、廃止した 2 号炉を 1 号炉と同様の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（「PFI 法」）に準じた手法で、DBO（設計・建設・運営）方式により整備・運営事業に着手して、令和 5 年 4 月から供用を開始しています。

また、ごみの焼却によるエネルギーの有効利用について、石名坂環境事業所では、発電により施設内の電力の約 50%をまかなうほか、余剰電力を小売電気事業者に売却しています。

北部環境事業所 1 号炉及び新２号炉では発電により施設内の電力を全てまかなうほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢等へも電力供給を行い、なおかつ余剰電力については、小売電気事業者に売却しています。令和 7 年度の小売電気事業者への売電金額は約 5 億 640 万円になりました。

【石名坂環境事業所】

【北部環境事業所】

【蒸気タービン＆発電機】

＝＝＝ダイオキシン類対策＝＝＝

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策として、「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が策定されたため、石名坂環境事業所では平成 4 年度には炉の改修を行い、平成 7 年度には活性炭噴霧装置を設置し、更に平成 9 年度から平成 11 年度にかけて電気集塵器をバグフィルター（ろ過式集塵器）に更新するなど、様々なダイオキシン類対策工事を実施したことで国の基準値を下回っています。

藤沢市のごみ焼却炉ダイオキシン類排出濃度　　単位：ng-TEQ/N m^3

年度	北部環境事業所			石名坂環境事業所			
	1 号炉	2 号炉	平均	1 号炉	2 号炉	3 号炉	平均
令和 3 年	0.0016	廃止	―	休止	0.0011	0.0051	0.0031
令和 4 年	0.0056	廃止	―	休止	0.0020	0.018	0.010
令和 5 年	0.0015	0.000025	0.00076	休止	休止	0.0096	―
令和 6 年	0.0025	0.000038	0.0013	休止	休止	0.015	―
令和 7 年	0.0020	0.000068	0.0010	廃止	廃止	0.015	

ng-TEQ/N m^3（最も毒性の強い 2378-TCDD に換算した数値で基準空気 1 立方メートルに含まれる量）
ng：ナノグラム＝10 億分の 1 グラム。
TEQ：テック＝国際的なダイオキシン類の換算係数を用いて換算した値（上記）。
N m^3 ：ノルマル立方メートル＝0℃1 気圧 1 立方メートルの空気。
検出下限値未満の数値は 0 とした。
北部環境事業所の排出基準値は 0.1 ng-TEQ/N m^3、石名坂環境事業所は 1 ng-TEQ/N m^3。
有効数字 2 桁で表記。

イ　破砕処理施設

不燃ごみ・大型ごみは、リサイクルプラザ藤沢へ搬入され破砕処理しています。リサイクルプラザ藤沢は、破砕処理・資源化・環境啓発の機能を 1 つにした総合的資源循環施設であり、破砕処理施設は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて PFI 手法に準じて、DBO（設計・建設・運営）方式により建設され、平成 25 年 4 月に運転を開始しました。

不燃ごみ・大型ごみは、破砕処理施設（70.5 t/5 h）で破砕処理され、選別機により鉄・アルミ・破砕残渣に選別されます。鉄及びアルミは有価物として売却し、破砕残渣は、焼却処理施設で焼却処理しています。

タイヤ・大型鉄くずなどの処理困難物や、蛍光管・乾電池・水銀体温計などの有害物質は、別途専門業者に処理を委託しています。

また、通常、可燃性大型ごみは、石名坂環境事業所の可燃性大型ごみ破砕施設（25 t/5 h）で裁断後焼却処理をしていますが、現在、整備工事中のため、リサイクルプラザ藤沢で処理をしています。（基幹的設備改良工事のため、令和 11 年 3 月末まで中止）

現在、リサイクルプラザ藤沢は、令和 7 年 9 月 4 日に発生した火災の影響により電源設備などが損傷したことから、復旧工事等を行っています。火災の原因は、リチウムイオン電池を内蔵した製品などからの出火と推定されています。

なお、令和 8 年 4 月 1 日からリチウムイオン電池を内蔵した小型家電製品については「特定処理品目」から「危険ごみ・テープ類」に名称変更しています。引き続き、市民からの問い合わせに対し、正しい分別方法等に係る説明を行うとともに、市民の意識向上につながるよう努めていきます。

※溶融処理とは、焼却灰等を1,200 度以上の高温の炉で溶岩状に溶かし、徐々に冷まして結晶化させ、溶融スラグと呼ばれる固形物を製造することです。
　この溶融スラグは安全性や強度においても天然の砕石と同様であることから道路の路盤材として再利用しています。
　令和 7 年度は北部環境事業所等で発生した焼却灰等の全量である 8,966t を、委託により溶融等資源化しています。

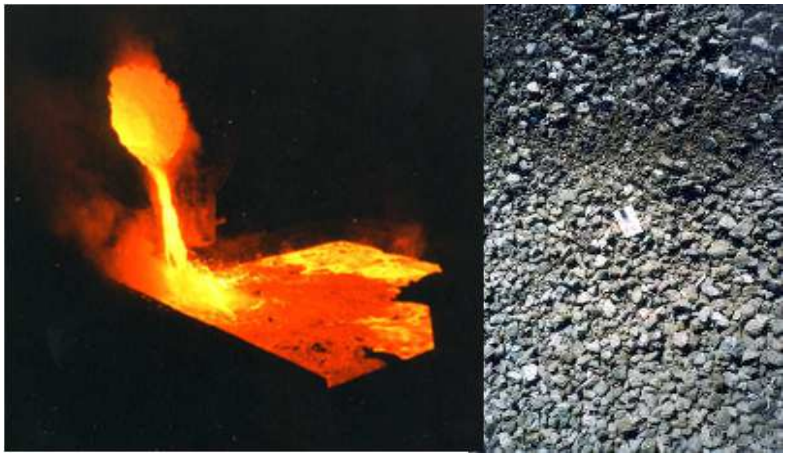

【溶融炉からの出滓(しゅっさい)状況】　　【溶融スラグ】

環境施設課（北部環境事業所）

⑤　し尿処理

し尿及び浄化槽汚泥は、㈱藤沢市興業公社により収集され、北部環境事業所に搬入されます。

北部環境事業所では固液分離後、処理水は石川ポンプ場経由で大清水浄化センターに送られ、一般下水と併せて最終処理し、境川に放流しています。

また、脱水汚泥は、北部環境事業所ごみ焼却施設で焼却後溶融処理して路盤材等に有効利用されています。公共下水道が普及し、し尿及び浄化槽汚泥量は横ばい傾向にあります。

【北部環境事業所　し尿処理施設】

し尿及び浄化槽汚泥処理量の実績　　単位：kL

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
し尿収集量	2,123	1,982	1,863	2,031	1,888
浄化槽汚泥量	11,173	10,798	11,143	10,798	10,635

環境施設課（北部環境事業所）

⑥　「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）での情報提供

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」（環境啓発施設）の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心に「ごみや資源の適正処分」に関する意識向上に努めています。

【施設見学】

⑦　ごみ不法投棄の防止

環境事業センター

不法投棄は、平成 19 年度から実施した戸別収集や平成 24 年度からの資源品目別戸別収集等の実施により、不法投棄されにくい環境が整い、年々減少傾向となっています。しかしながら、市境や河川等の人の目が行き届かない箇所では依然として発生しており、不法投棄監視カメラや監視センサー等を設置するとともに、地域住民や生活環境協議会等と協働したパトロールの実施、夜間パトロール、県との合同パトロール、不法投棄防止用看板の設置や民地への貸出を行っています。また、不法投棄の早期発見や迅速な対応を図るため、不法投棄専用ダイヤル（無料通話）の設置を行い、発生時には警察と連携した体制で不法投棄防止に努めています（具体的な不法投棄の処理実績、不法投棄防止対策は第２部 Ⅳ-２ 参照）。

⑧　公共建設発生土

公共建築課

本市が発注する公共建設工事では、発生土を場内又は場外で一旦保管したうえで、埋め戻し時に再使用するなど、処分量の抑制に努めています。

（２）廃棄物の分別

①　一般廃棄物処理業者への指導

廃棄物・美化担当

令和 8 年 3 月末時点において、本市で許可している一般廃棄物処理業者数は 69 者です。一般廃棄物等処理業者には、「廃棄物処理法」等の関係法規の遵守や分別収集等について指導を行っています。

②　火災事故の防止に伴う分別の見直し

環境事業センター

令和７年９月４日に発生したリサイクルプラザ藤沢廃棄物処理棟の火災を踏まえ、火災事故防止の観点から、令和 8 年 1 月に、発火するリスクの高い充電式小型家電（リチウムイオン電池等を内蔵した小型の家電製品で電池が取り外せないもの）を特定処理品目に追加し、分別収集を行っています。また、火災の拡大を防ぐため、不燃ごみの分類の一部見直しを行い、可燃ごみとして処理が可能な品目を「可燃ごみ」に変更しています。

令和 8 年 4 月から、市民がより危険性を認識しやすく、適切に分別・排出できるようにするため、「特定処理品目」の名称を、「危険ごみ・テープ類」に変更します。

③　ごみ処理・し尿処理の広域化による対応

廃棄物・美化担当

平成 10 年 3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の 2 市 1 町が「湘南東ブロック」として位置づけられたことから、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、広域化について検討をしています。平成 19 年度に「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、平成 23 年度及び平成 28 年度に改訂しています。また、令和 3 年度には新たに令和 18 年度を目標年度とする改定を行いました。この計画に基づき、2 市 1 町で施設整備等を実施しています。湘南東ブロックにおいて、し尿処理施設の老朽化・延命化等が課題となっていることから、令和 5 年 3 月に「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」を策定しました。この方針に基づき、新たな施設を藤沢市北部環境事業所に集約し、効率化を図るための検討を行ってきた結果、新たに整備する施設については、本市が茅ヶ崎市及び寒川町から、し尿等処理に関する事務を受託することになりました。

（3）再使用・再資源化

①　焼却残渣の資源化

廃棄物・美化担当

焼却灰等を高温溶融し、道路舗装用路盤材として再利用することを目指して研究を行った結果、施工性や供用性については従来の路盤材と差がなく、安全性も問題ないことが確認されました。そのため、石名坂環境事業所及び北部環境事業所から排出される焼却灰等について、最終処分場の延命化や「3R」の推進を目的として、民間委託により焼却灰を溶融し、道路舗装用路盤材として資源化しています（最終処分場の状況については、第２部 Ⅲ-２ 参照）。

焼却灰等溶融量　　単位：t

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
石名坂（焼却灰）	3,607	3,316	1,081	1,259	923
石名坂（不燃物）	1,218	1,362	532	573	557
北部（焼却灰）	5,180	5,161	8,438	8,271	7,419
他市施設（焼却灰等）	129	72	0	0	67
合 計	10,134	9,911	10,051	10,103	8,966

※　端数処理をしているため、合計値が合わない場合がある。

②　「拡大生産者責任」関連法の整備に向けて（再掲）

廃棄物・美化担当

平成 9 年に「容器包装リサイクル法」が施行されてビンとペットボトルが再商品化の対象となり、平成 12 年からは、紙類、プラスチック製容器包装材が対象品目に加わりました。しかし、ワンウェイ容器が大量生産、大量使用される状況は見直されておらず、排出抑制に結びついていないという課題があることから、生産者、流通業者などが製品の生産から処分・資源化の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の確立に向けて、全国市長会や全国都市清掃会議を通して、継続的に関係機関に働きかけを行っています。

③　「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）の運営

環境施設課（北部環境事業所）

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」（環境啓発施設）の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心にごみの発生抑制（リデュース）に関する意識向上に努めています。

【リサイクル体験教室】

本市では、よりよい品質の資源を引き渡しできるよう、広報等を通じて市民の方へ適正な排出をお願いしています。

本市における合理化拠出金受取実績　　単位：円

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
ガラスびん	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	200,816	765,880	829,262
プラスチック製容器包装	0	0	0	0	0
合計	0	0	200,816	765,880	829,262

※　令和 3 年度及び令和 4 年度はリサイクル費用の想定額を現に要した費用が上回ったため合理化拠出金が発生せず、実績は 0 円となっている。

環境事業センター

⑦　剪定枝の資源化

剪定枝を堆肥の副資材やマルチング材等の資源として再利用するため、平成 9 年度から主に本市の公共施設から発生する剪定枝のチップ化を実験的に実施しました。

平成 19 年度からは、家庭から発生する剪定枝を焼却せずにチップ化し、資源として活用することによってごみの一層の減量を図っています。

剪定枝の資源化量実績　　単位：t

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
剪定枝資源化量	498	416	406	461	105

廃棄物・美化担当

⑧　「小型家電リサイクル法」対象品目のリサイクル

ア　ボックス回収

平成 25 年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行されたことから、茅ケ崎市、寒川町との広域での取組として、同年 10 月から翌年 3 月まで環境省による平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（市町村提案型）にて市内 19 ヵ所に使用済小型家電回収ボックスを設置しました。

平成 26 年度以降は本市独自事業として実施しており、平成 29 年 4 月からは、ボックス回収品目を拡大し、平成 30 年 5 月からは回収ボックスを市内 21 ヵ所に増やし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の約 5,000 個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトである「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。なお、このプロジェクトは必要な金属を 100%回収し、令和元年 3 月に終了しています。

本市では、プロジェクト終了後も回収ボックスによるリサイクルを実施しています。

【使用済小型家電回収 BOX】

イ　宅配便回収

平成 27 年 6 月から、環境省認定事業者と本市で連携し、使用済小型家電とパソコンの回収を始め、インターネットからの申込み、宅配業者が自宅まで回収に来るサービスとして実施しています。

ウ　ピックアップ回収

「家電リサイクル法」対象機器（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）以外の一部の廃家電品のリサイクルについては、資源化施設と破砕施設の統合のため、平成 15 年 9 月から「家電リサイクル法」対象機器と同様のリサイクルをしており、平成 26 年度からは「小型家電リサイクル法」に基づき、大型ごみからのピックアップ回収として、資源化を行っています。

「小型家電リサイクル法」対象品目の回収実績　　単位：kg

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
ボックス回収	7,099	7,316	7,855	8,163	8,121
宅配による回収	32,810	30,728	31,014	28,019	28,894
ピックアップ回収	276,440	241,770	236,480	223,870	221,550
合計	316,349	279,814	275,349	260,052	258,565

【秋の実り（左）と、農林地等里地里山の保全を目的とした体験教室（右）】

教育指導課

⑩　学校が進める生物多様性に関する取組

各学校においては、「環境に関する教育」として、教科横断的に生物多様性に資する様々な取組が実践されています。例えば、小学校低学年では、生活科で「アサガオ」や「サツマイモ」などを育てる活動が、中学年では、理科の「季節の動植物」で、年間を通じて定点観察する活動などが行われています。高学年では、「メダカ」などを育てる中で、生命の誕生を学ぶことや、国語科の「自然環境を守るために」という単元において、どんな環境問題があるのか調べ、特に解決したいことは何かについて考えるなどの活動も行われています。中学校では、理科や道徳以外にも、部活動や委員会等で「植物を育てる」ことの必要性を考える機会をもつなど、生物の多様性に関する様々な取組を進めています。

生涯学習総務課

⑪　市民センター生涯学習事業

市民センターの生涯学習事業では、市民の環境についての関心を高めることなどを目的として、各年度において、自然環境、リユース・リサイクル、エネルギーなどをテーマとして取り上げた各種講座等を実施しています。

市民センター生涯学習事業　環境関連講座参加人数の推移　　単位：人

年度	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
市民センター生涯学習事業 環境関連事業	492	646	1,085	1,079	982

※令和 3 年度の参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響があったもの。
※令和 6 年度まで公民館において環境関連講座として実施していたもの。

環境啓発施設の運営実績　　単位：人

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
小学校見学者数	52	2,080	2,103	2,262	1,557
体験教室参加者数	49	40	123	77	119

※　令和 3 年度の小学校見学者数・体験教室参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。
※　令和 7 年度の小学校見学者数の大幅な減少は火災による環境啓発施設休館の影響によるもの。

石名坂環境事業所の施設見学を削除

（2）環境情報の提供・共有化

教育指導課（教育文化センター）

①　『ふじさわ教育』での情報発信

藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年 1 回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています（詳細は第２部 Ⅱ-２ 参照）。

ゼロカーボン推進課

②　環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」による環境情報の提供・環境保全活動の啓発

平成 21 年度に開設した環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、市民、環境団体等の活動紹介や環境イベントの実施状況等を掲載しています。

ふじさわエコ日和のページビュー（PV）総数　　単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
PV 数	75,995	65,358	83,938	101,771	80,474

※　「ふじさわエコ日和」は平成 30 年 6 月にリサイクルプラザ藤沢の HP を統合し、リニューアルした。

ア　「エコライフチェック」

誰もが日々の生活の中でエコの取組を進められるよう「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています。

エコライフチェックのアクセス件数　　単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
アクセス件数	2,090	1,552	1,314	1,279	1,678

※　アクセス件数は「家庭編」と「事業所編」の合計。

【「ふじさわエコ日和」及び「エコライフチェック」トップ画面】

※「ふじさわエコ日和」、「エコライフチェック」は令和 3 年度にリニューアルした。

以上のような条例で禁止される行為を未然に防止するため、路上喫煙禁止区域内での巡回指導や喫煙所の管理、海岸での深夜花火の巡回指導（夏期）などを実施しています。

また、落書き対策については、落書き防止ステッカーによる予防活動、パトロールや地域団体等との協働による落書き消去活動等を行っています。

落書き消去活動の実施結果

年度	消去件数	消去活動参加人数
令和 3 年	142	―
令和 4 年	443	―
令和 5 年	299	25
令和 6 年	215	10
令和 7 年	199	36

※　新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年度～令和 4 年度は未実施。

【落書き消去の様子】

③　広場・道路等の清掃

道路維持課

きれいで住み良い環境を維持するため、駅前広場及び基幹道路等の清掃を、人力と機械にて実施しています。

・駅前広場清掃	藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅	毎日（元日を除く）清掃
	善行駅・六会日大前駅・長後駅	月 15 日清掃
・道路機械清掃（ロードスィーパー）	指定道路 79 路線	月 1 回清掃
・歩道人力清掃	指定道路 79 路線	月 1 回清掃
・地下歩道・歩道橋・トンネル歩道等 10 ヵ所		月 1～3 回清掃

④　公衆便所管理

廃棄物・美化担当

公衆便所の清掃を委託により実施し維持管理に努めています。

公衆便所数	13 ヵ所	
清掃状況	湘南ライフタウン、竜野ヶ岡公衆便所、くずはら里山広場	1 日 1 回
	藤沢駅北口公衆便所	1 日 3 回
	そのほかの公衆便所	1 日 2 回

※　片瀬東浜と片瀬江の島の 2 ヵ所の公衆便所について、夏の海水浴シーズンの 7 月中旬から 8 月下旬まで、作業員が重点的に清掃をしています。

⑤　不法投棄の処理と対策

環境事業センター

不法投棄はあとを絶たず、環境衛生上の大きな問題となっています。これに対して県との合同もしくは本市独自によるパトロールを実施するとともに、土地所有者との共同により不法投棄防止看板を設置しています。平成 19 年度からは不法投棄監視カメラを設置しました。また、平成 27 年度から不法投棄防止カメラの自治会等への貸出も実施しています。

エ　運輸部門

運輸部門の令和 5 年度の二酸化炭素排出量は 344 千 t-CO2 となり、平成 25 年度比で 60 千 t-CO2（14.8%）減少、令和 4 年度比で 0 千 t-CO2 と増減はありません。

運輸部門の二酸化炭素排出量は、自動車からの排出がほとんどを占めています。平成 25 年度比で、藤沢市におけるバスの保有台数は初めて減少となりました。

藤沢市では前年度に引き続き乗用車、貨物自動車の保有台数が増加しています。

【運輸部門の二酸化炭素排出量の推移】

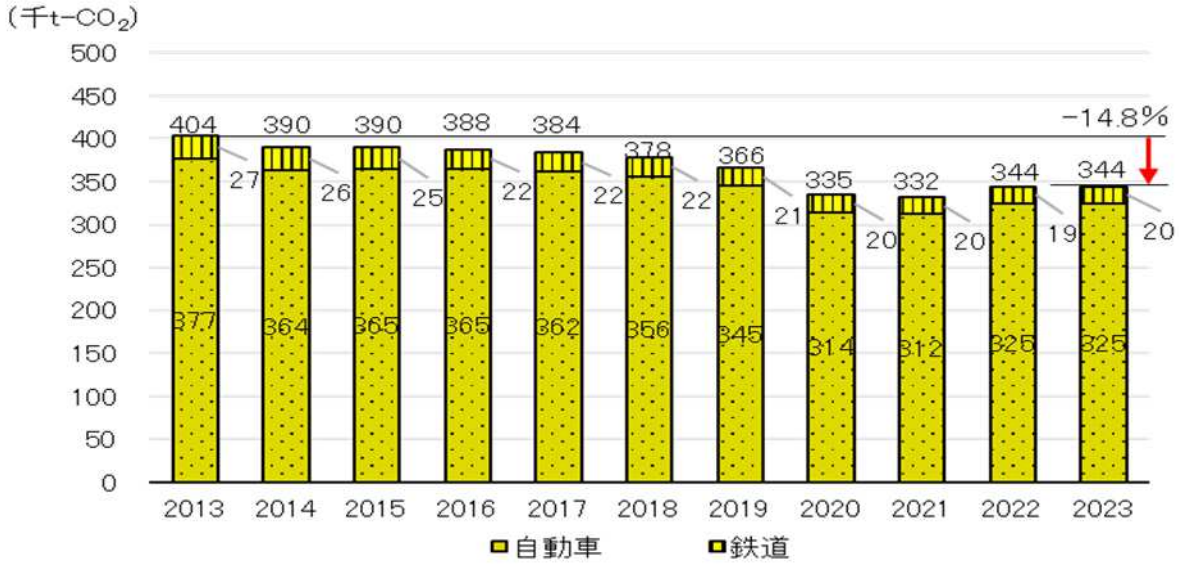

【自動車保有台数の増減比（2013 年度比)】

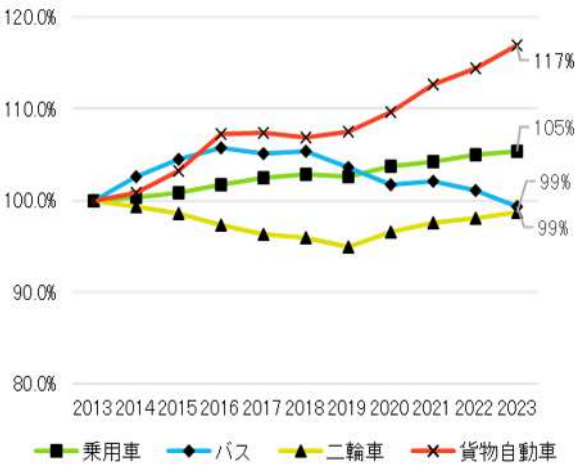

【自動車からの二酸化炭排出量及び自動車保有台数の推移】

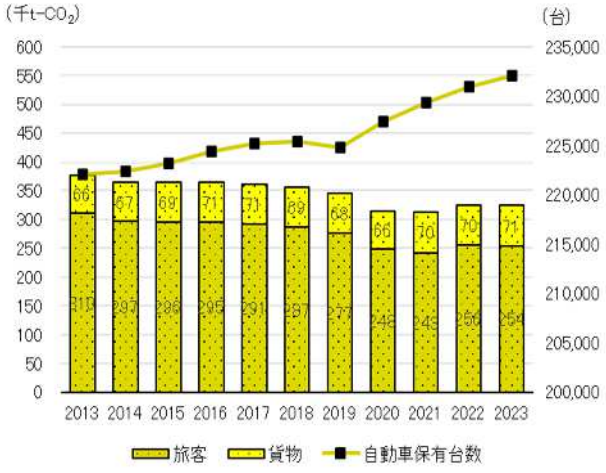

1　省エネルギー対策の推進
（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 1）

環境目標５－１
脱炭素型のライフスタイルや省エネ設備の導入により、省エネルギー対策が進んでいること

ゼロカーボン推進課

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2018 H30（改定時）	2022 R4（参考）	2023 R5	2030 R12（目標）	目標達成率※1
家庭部門における一人当たりの電力使用量※2 単位：kWh/人 目指す方向性：削減	取組・結果等について 令和５年度の家庭部門における一人当たりの電力使用量は、前年度比で255kWh/人減少、基準年度比で135kWh/人減少しています。これは、暖冬により、冬季のエネルギー使用量が減少したことに加え、家電製品における省エネ家電の普及が進んだことで、エネルギー使用量が減少したものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030年の目標に向けて、太陽光発電システムの導入等を推進し、家庭部門での電力使用量の削減を目指します。	目標	―	1,601	1,568	1,340	34.5 %
		実績	1,731	1,816	1,596	―	
		対前年	―	101	△255	―	
		対改定時	―	85	△135	△391	
業務その他部門における延床面積１m^2当たりのエネルギー使用量※2 単位：MJ/m^2 目指す方向性：削減	取組・結果等について 令和５年度の業務その他部門における延床面積１m^2当たりのエネルギー使用量は、前年度比で52 MJ/m^2減少しています。各事業所等のエネルギー使用量は増加しましたが、延床面積の増加が上回ったことによるものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030年の目標に向けて、太陽光発電システムの導入等を推進し、業務その他部門での電力使用量の削減を目指します。	目標	―	1,622	1,554	1,077	15.6 %
		実績	1,895	1,819	1,767	―	
		対前年	―	△28	△52	―	
		対改定時	―	△76	△128	△818	
指標項目	概要		2020 R2（改定時）	2024 R6	2025 R7	2030 R12（目標）	目標達成率※1
「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量※3 単位：$t\text{-}CO_2$ 目指す方向性：削減	取組・結果等について 令和７年度の「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に係る温室効果ガス排出量については、前年度比で6,573 $t\text{-}CO_2$減少しています。これは、市民病院等へのグリーン電力の導入や藤沢聖苑へのカーボンオフセット都市ガスの導入により、電気使用による排出量が減少したことによるものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030年の目標達成に向けて、太陽光発電システムの導入やグリーン電力入契約への切替などにより、温室効果ガス排出量の削減を目指します。	目標	―	33,089	31,443	23,216	54.8 %
		実績	39,671	37,223	30,650	―	
		対前年	―	1,009	△ 6,573	―	
		対改定時	―	△ 2,448	△ 9,021	△ 16,445	

※1　目標達成率＝（最新値−改定時実績値）／（目標値−改定時実績値）
※2　統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、最新値は２年前のデータとなる。
※3　本市実績値より算定。

（1）市民・事業者における脱炭素型ライフスタイルの促進

①　環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の活用

ゼロカーボン推進課

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、誰もが日々の生活の中でエコの取組を進められるよう「エコ日記」や「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています（詳細は第２部 Ⅳ-１ 参照）。

②　ふじさわエコライフ通信の配布

ゼロカーボン推進課

各家庭での省エネに役立つ情報を掲載した「ふじさわエコライフ通信 2026 年版」を『ごみ NEWS』（No.28）との合併号として発行し、『広報ふじさわ』３月 10 日号とともに配布、各市民センター、リサイクルプラザ藤沢などで配架しました。

地球・家族・家計にやさしい省エネ住宅や、照明器具などの適切な消灯、エアコンの適正温度設定に配慮するなどの、地球温暖化防止のために、誰もが簡単にすぐできる省エネ行動を紹介しました。

＜ふじさわエコライフ通信 2026 年版の内容＞

1. まずは身近な CO_2 排出を減らしてみよう♪
2. “ふじさわエコ日和”で情報発信中
3. 「太陽光３点セット」で、地球にもお財布にもやさしいエコライフ♪
4. ご自宅の消費電力を確認してみませんか？

【ふじさわエコライフ通信 2026 年版】

③　環境フェアの開催

ゼロカーボン推進課

環境保全や地球温暖化防止の啓発事業の一環として、子どもから大人まで多くの市民が環境保全への関心や理解が深まるように、市民・事業者・NPO 法人等・大学・行政が協働で、平成８年度から毎年「ふじさわ環境フェア」を開催しています。

＜第 28 回ふじさわ環境フェア　Eco²まつり 2025＞

日時・会場　令和 7 年 11 月 15 日（土）10 時 00 分から 15 時 00 分まで
藤沢市役所本庁舎

参加者　3,655 人（延べ）

参加団体　31 団体（市民団体・事業者・学校・行政等）

【プログラミングコンテスト受賞者発表会の様子】

【環境クイズ王決定戦！の様子】

ゼロカーボン推進課

④　ゼロカーボン推進週間

国が「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明したこと、本市が「気候非常事態宣言」を表明したことを踏まえ、脱炭素社会に対する市民意識の向上を目的に、令和 3 年度に「ゼロカーボン推進週間」（12 月第 3 週の日曜日から土曜日）を新たに設け、普及啓発活動を実施しています。

＜令和 7 年度の実績＞

実施事業

・吉野　彰氏（旭化成株式会社名誉フェロー・藤沢市名誉市民）によるゼロカーボン講演会「リチウムイオン電池が拓く未来社会」の開催

・パネル展示の実施

【ゼロカーボン講演会の様子】

【パネル展示の様子】

⑤　簡易型電力量表示器の貸出

ゼロカーボン推進課

地球温暖化対策として、家庭で電気使用量の削減が図られるよう、実際に目で見て確認できる簡易型電力量表示器を無料で貸し出しています。

【簡易型電力量表示器使用例】

簡易型電力量表示器貸出状況　　単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
貸出件数	9	7	27	14	11

⑥　エコライフアドバイザーの派遣

ゼロカーボン推進課

平成 26 年度から家庭から排出される温室効果ガスの削減を促進するため、地域で開催される省エネ講座等に専門的な講師（エコライフアドバイザー）を派遣して、家庭でできる省エネ活動の広がりを図っています。令和 7 年度に制度を見直し、エコライフアドバイザーを登録制にしました。

＜令和 7 年度の派遣実績＞

- 省エネ講座等への派遣回数：　3 回
- 省エネ講座等の総受講者数：　62 人
- 派遣講師数：　6 人（延べ数、神奈川県地球温暖化防止活動推進員など）

⑦　一事業者としての本市自らの取組

ゼロカーボン推進課
（教育総務課）

ア　「省エネ法」への取組

平成 13 年度に国際規格である ISO 14001 の認証を受け、緑の保全などの「環境保全項目」と、施設で使用するエネルギーなどの削減を目的とする「環境負荷項目」への取組を行ってきました。平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（「省エネ法」）が改正され、各施設で使用する電気やガスなどを原油換算した合計が「1,500 kl」を超える法人は、全て特定排出事業者となり、国への報告が必要となりました。

本市では、藤沢市と藤沢市教育委員会は別法人として各々1,500 kl を超えることから、平成 21 年度よりエネルギー使用量などを報告しております。

また、「省エネ法」は令和 4 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（「省エネ法」）へと改正され、非化石エネルギー（太陽光・風力など、化石燃料を使用せずに得られるエネルギー）の使用などが報告対象に加わることとなりました。

平成 21 年度　基準換算値　　藤沢市　16,832 kl
藤沢市教育委員会　6,192 kl

イ　削減目標値の設定

「省エネ法」では、エネルギー使用量（各施設で使用する電気やガスなどを原油換算したもの）を、不変的係数※で除した「原単位」を算定し、この原単位を毎年度「1%以上」削減することが求められています。令和 7 年度については、藤沢市は 1%以上削減を達成、藤沢市教育委員会は削減未達成となりました。

※不変的な係数は、生産数量や延べ床面積等、事業所のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値を使用します。本市では、「延べ床面積」を使用しています。ただし、下水処理場は、水処理する際の「二次処理水量」を使用しています。

原単位の推移

法人名	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	対前年度比 (令和7年 / 令和6年)
藤沢市				
第一種指定工場 市民病院 (kL/m²)	0.07999	0.08260	0.07874	95.3%
第一種指定工場 辻堂浄化センター (kL/千 m³)	0.13990	0.13680	0.13620	99.6%
第二種指定工場 大清水浄化センター (kL/千 m³)	0.08928	0.08634	0.09057	104.9%
その他（本庁舎、市民センターなど (kL/m²)	0.03274	0.03129	0.02964	94.7%
藤沢市教育委員会（小中学校など） (kL/m²)	0.01075	0.01130	0.01127	99.7%

⑧　事業者のエネルギー使用量削減の促進

ゼロカーボン推進課

事業者のエネルギー使用量の削減を促進するため、エネルギー削減に資する情報の提供を行っています。令和 7 年度は、4 月～3 月の期間、商工会議所の会報誌「みなぱーく」に毎月事業者の脱炭素化に資する記事を寄稿しました。また、本市 web サイト等において情報提供を行いました（詳細は、第 2 部 V‐2 参照）。

⑨「デコ活」※の推進

ゼロカーボン推進課

本市では、地球温暖化対策を推進するためのあらゆる賢い選択をしていく国民運動である「COOL CHOICE」に賛同し、平成 30 年度に COOL CHOICE の推進宣言を行い、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し普及啓発事業を実施してきました。令和 4 年 10 月、COOL CHOICE の後身である新国民運動「新しい豊かな暮らしを創る国民運動」が始動、令和 5 年 7 月には公募によって愛称が「デコ活」に決定し、令和 5 年 8 月をもって COOL CHOICE の各種取組はデコ活に移行されました。これを受けて本市は、国民・消費者（生活者）の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイル転換を促すデコ活の趣旨に賛同し、令和 5 年 8 月 29 日に「デコ活宣言」を行うとともに新国民運動官民連携協議会（デコ活応援団）に参画し、デコ活の普及・浸透を図ってきました。令和 7 年度は、昨年度に引き続き、デ

【省エネチャレンジ 2025】

コ活に関するチラシやリーフレットの配布に加え、前年と比較した電力使用量の削減率を市民・事業者間で競う「省エネチャレンジ 2025」を実施しました。

【デコ活ロゴ】

デコ活
くらしの中のエコろがけ

※　デコ活とは、二酸化炭素（CO_2）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

ゼロカーボン推進課

⑩　「藤沢市環境保全職員率先実行計画」

平成 13 年度の ISO 14001 の認証取得から 9 年間、ISO の手法により環境保全に対する取組を進めてきました。平成 23 年度からは、本市独自の環境マネジメントシステムに移行するとともに、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定しました。令和 4 年 3 月に目標値などを見直し、「2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 56%削減」を目標に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

ア　取組結果

令和 7 年度における温室効果ガス排出量は、下表のとおりです。

温室効果ガス排出量の削減目標と実績　　単位：t-CO_2

項目	平成 25 年度（基準年度）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 12 年度（目標年度）	削減目標
温室効果ガス排出量	52,288	36,214	37,223	30,650	23,216	-56%

また、エネルギー別温室効果ガス排出量の基準年度（平成 25 年度）との比較は、下表のとおりです。

エネルギー別温室効果ガス排出量　　単位：t-CO_2

対象項目		2013 年度	2023 年度	基準年度比削減率	2024 年度	基準年度比削減率	2025 年度	基準年度比削減率	2030 年度	残削減数
エネルギー	電気	40,998	24,097	41.2%	24,563	40.1%	18,630	54.6%	18,203	427
	都市ガス	9,699	10,582	-9.1%	10,986	-13.3%	10,385	-7.1%	4,306	6,079
	LPG	332	322	3.0%	365	-9.9%	356	-7.2%	147	209
	LNG	0.8	0	100.0%	0	100.0%	0	100.0%	0.4	0-
	ガソリン	478	496	-3.8%	473	1.0%	464	2.9%	212	252
	軽油	536	584	-9.0%	582	-8.6%	586	-9.3%	238	348
	A 重油	118	86	27.1%	87	26.3%	82	30.5%	53	29
	灯油	127	47	63.0%	167	-31.5%	147	-15.7%	57	90
合計		52,288	36,214	30.7%	37,223	28.8%	30,650	41.4%	23,216	7,434

イ　外部監査

「藤沢市環境保全職員率先実行計画」の実行性を保つため、必要に応じ、外部による環境マネジメントシステム監査を実施しています。外部監査員は、環境保全に関する専門家などから選任しています。

令和７年度は、環境施設課、保健医療センター、白浜養護学校の３施設を対象として、温室効果ガス排出量について環境マネジメントシステム監査を実施しました。

令和７年度藤沢市環境マネジメントシステム監査結果

項目		環境施設課 北部環境事業所	地域医療推進課 保健医療センター	教育委員会 白浜養護学校
		判定（A～D）※1		
課等における環境負荷の認識		A	A	A
藤沢市環境保全職員率先実行計画の認識		A	A	A
温室効果ガス排出量の把握と分析		A	A	B
温室効果ガス排出量削減のための取組		B	B	A
課内周知		A	A	A
項目	種別	判定（◎・○・△・×）※2		
温室効果ガス排出量削減のための取組	電気	△	△	◎
	都市ガス	△	△	△
	ガソリン	△		
	軽油			
	灯油	△		

＊　詳細は本市 web サイトに掲載。

※1　判定基準

A…全て認識し、使用機器などの割合も把握している。
B…おおよそ認識し、使用機器なども把握している。
C…把握しきれていない。
D…把握していない。

※2　判定基準

◎…排出量削減の達成できており、使用量も削減できている。
○…達成できている。
△…達成できていないが、取組を実施し努力が認められる。
×…達成できていない。

教育指導課
（教育文化センター）

⑪　環境教育支援

学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています（詳細は第２部 Ⅳ-１ 参照）。

（２）協働・連携による脱炭素型ライフスタイルの促進

①　市民・事業者等との連携

ゼロカーボン推進課

ア　「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」

市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた積極的な実践活動とその推進を図ることを目的として、平成 17 年 2 月に「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」が設立されました（詳細は第３部　１　参照）。毎月１回開催される定例会のほか、視察研修会や大学生との意見交換会、消費生活展やふじさわ環境フェアへの出展などの活動が行われました。

【大学生との意見交換会の様子】

イ　「藤沢市地球温暖化対策研究会」

脱炭素社会の実現に向けて藤沢市域の自然環境や都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業・学識経験者・行政が協働して調査・研究を行うため、令和３年４月に「藤沢市地球温暖化対策研究会」を発足しました。地球温暖化対策として、事業者に役立つ情報を提供するとともに、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の進捗状況などについて共有を図り、意見交換を通じて地球温暖化対策を推進しています。

令和７年度は、１回研究会を開催し、事業者が進めることが望ましい取組や本市への要望などに関する意見交換を実施しました（詳細は第３部　1－(3)　参照）。

②　湘南エコウェーブ・プロジェクト

ゼロカーボン推進課

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の２市１町では、広域で地球温暖化防止の取組を行うため、平成 20 年度から「湘南エコウェーブ・プロジェクト」を実施しています。

令和７年度は、中小企業脱炭素経営セミナーや親子向けエコ・クッキングイベントの開催、公共施設の省エネ最適化診断、職員向け研修などに取り組みました。

ア　「脱炭素経営　Solution Forum 2025」の開催

主に２市１町の中小企業を対象に、脱炭素への取組について、神奈川県の支援メニューの紹介や県内中小企業の省エネ実例を交えたセミナーを開催しました。

◇開催日：令和７年５月 12 日（月）
　会場　：茅ヶ崎市役所本庁舎４階会議室２
　　（対面開催）及び Web 配信
　講師　：CN 支援アドバイザー・中小企業診断士
　　渡邊　一弘氏
　　あしがら環境保全株式会社専務取締役
　　加藤　健友氏
　参加者：14 社

【セミナーの様子】

イ　「親子で参加！エコ・クッキング」の開催

わたしたちに身近な「食生活」をテーマに、だれもがすぐに実行できる環境に配慮した行動や工夫のポイントについて学ぶ「エコ・クッキング」イベントを開催しました。

◇開催日：令和 7 年 7 月 23 日（水）
場所　：東京ガス業務用テストキッチン
「厨 BO!YOKOHAMA」
講師　：東京ガス株式会社
参加者：28 人

【「エコ・クッキング」の様子】

ウ　省エネ最適化診断

2 市 1 町の公共施設を対象に省エネ最適化診断を実施し、診断結果を踏まえた運用改善等による各施設の省エネルギー化を行いました。

◇対象施設及び実施日：
・藤沢市立本町小学校（令和 7 年 7 月 15 日（火））
・茅ヶ崎市役所（令和 7 年 7 月 2 日（水））
・寒川広域リサイクルセンター（令和 7 年 8 月 27 日（水））

エ　職員向けＳＤＧｓ研修

カードゲーム「2030　SDGs」を活用し、SDGs の本質や環境・経済・社会の相互関係を学ぶワークショップ形式の研修を開催しました。

◇開催日：令和 8 年 1 月 21 日（水）
会場　：茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階会議室 4・5
講師　：未来創造サポート　寺島　義智氏
参加者：25 人

【ワークショップの様子】

（３）省エネ設備等の導入促進

①　市内中小企業の設備導入支援

産業労働課

本市では藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています（詳細は第２部　Ⅰ-１　参照）。

②　商店街街路灯の LED 化

産業労働課

商店街の街路灯に省エネルギー効果の高い環境に配慮された LED ランプ等を導入する場合、経費の一部を補助し、LED 化を促進しています。

③　環境負荷の低減に配慮した建築物の普及促進

建築指導課

住まい暮らし政策課
（長期優良住宅件数）

「建築基準法」第 52 条第 1 項において、建築物の容積率は原則として都市計画で定められた限度以下でなければなりません。

本市では、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物等に対し、「建築基準法」による容積率緩和の許可制度を活用できるよう運用基準を設け、省資源、省エネルギー及び環境負荷の低減等に配慮した計画に対して、容積率の制限の一部を緩和できる制度を整えています。

また、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（「長期優良住宅法」）や「都市の低炭素化の促進に関する法律」（「エコまち法」）「建築物のエネルギー消費性能等の向上に関する法律」（「建築物省エネ法」）に基づき、環境負荷の低減等に関する認定基準に適合する建築物に対し、税制上の優遇措置や容積率の制限の一部を緩和できる認定制度を運用しています。

◇容積率緩和の対象となる建築物

- 太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムなど環境負荷の低減等の観点から必要な設備など、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物。
- その他、中水道施設、地域冷暖房施設、コージェネレーション施設などを導入した建築物。
- 「建築物省エネ法」における性能向上計画の認定を受けた建築物。

◇税制優遇措置の対象となる建築物

- 長期優良住宅の認定を受けた建築物
- 低炭素建築物の認定を受けた建築物

長期優良住宅認定件数の推移　　単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
認定件数	549	378	376	482	633

低炭素建築物認定件数の推移　　単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
認定件数	109	105	34	40	14

④　省エネ設備投資等に対する補助

ゼロカーボン推進課

地球温暖化対策として、環境を保全するための設備投資に対して経費の一部を補助し、省エネ設備等の導入を促進しています（詳細は第２部 Ⅴ-２、４参照）。

ゼロカーボン推進課

⑤　省エネ設備投資等に関する情報提供

藤沢商工会議所会報誌「みなぱーく」のほか、環境月間・ゼロカーボン推進週間・環境フェアなど各種イベントにおいて、市民・事業者を対象として、国や県等における補助制度等に関する周知を行いました。

また、県の住宅用蓄電池の共同購入事業等の取組について、本市 web サイトを活用し、周知に協力をしました。

⑥　公共施設における省エネ設備の率先導入

照明に係る消費電力及び CO_2 排出量の削減のため、公共施設に LED 照明を導入しています。

また、令和 6 年度に改築工事が完了した鵠南小学校（浜見保育園等併設）や、令和 7 年度に新築工事が完了した村岡市民センターにおいても、LED 照明のほか、空調設備などに省エネルギー機器を導入しました。

令和 7 年度は、「藤沢市公共施設 LED 化 ESCO 事業」のプロポーザルを実施し、ESCO 事業による LED 化を推進しています。

さらに、「藤沢市道路・公園照明灯 LED 化 ESCO 事業」において、令和 6 年度から 10 年間の委託を開始しました。

【石川小学校体育館のLED照明】

２　エネルギーの地産地消
（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 2）

環境目標５－２
再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消が実現されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

ゼロカーボン推進課

指標項目	概要		2020 R2（改定時）	2024 R6（参考）	2025 R7	2030 R12（目標）	目標達成率※1
太陽光発電システム補助件数（累計）※2 単位：件 目指す方向性 ↗ 増加	取組・結果等について 令和 7 年度における太陽光発電システム補助件数については、住宅用 111 件、事業者用 3 件の補助を行い、累計 3,239 件に到達しました。 今後の取組・対策等について FIT 認定を対象とする太陽光発電システム設置費の補助と、令和 6 年 5 月に採択された「重点対策加速化事業交付金」を活用した自家消費型の太陽光発電システム設置費の補助の 2 種類で申請を受付けています。今後も国や県の制度を最大限活用し、普及促進に努めていきます。	目標	—	3,307	3,442	4,117	35.0 %
		実績	2,767	3,125	3,239	—	
		対前年	—	95	114	—	
		対改定時	—	358	472	1,350	
太陽光発電システム補助による導入容量（累計）※2 単位：kW 目指す方向性 ↗ 増加	取組・結果等について 令和 7 年度における太陽光発電システム補助による導入量については、住宅用 624.2kW、事業者用 506.19kW となり、累計 13,971kW に到達しました。 今後の取組・対策等について 上記の「太陽光発電システムと補助件数（累計）」概要欄記載内容と同様の考え方となります。	目標	—	13,017	13,549	16,208	57.9 %
		実績	10,889	12,840	13,971	—	
		対前年	—	669	1,130	—	
		対改定時	—	1,951	3,082	5,319	
再生可能エネルギー導入容量（累計）※3 単位：kW 目指す方向性 ↗ 増加	取組・結果等について 本市における再生可能エネルギー導入容量については、資源エネルギー庁「B 表　市町村別認定・導入量」を基に把握しています。令和 7 年度末の認定を受けている再生可能エネルギー導入容量は 3,581kW 増加となりました。 今後の取組・対策等について 上記の「太陽光発電システムと補助件数（累計）」概要欄記載内容と同様の考え方となります。	目標	—	74,986	81,698	115,254※4	25.6 %
		実績	48,141	61,739	65,320	—	
		対前年	—	3,479	3,581	—	
		対改定時	—	13,598	17,179	67,113	

※1　目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）
※2　本市における実績値。端数処理により合計等と一致しない場合があります。
※3　FIT 制度における本市域の導入容量。
※4　「藤沢市地球温暖化対策実行計画」（令和４年３月）32 ページの太陽光発電システムの目標導入容量から 2021 年度（令和 3 年度）以降の導入容量を算定して設定。

⑧　民間事業者への再生可能エネルギーシステムの導入支援に関する検討及び情報提供

令和 4 年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。それに加え、令和 6 年 8 月からは、国の重点対策加速化事業に採択された交付金を活用した新たな補助制度にて、事業者に向けた太陽光発電設備等及び高効率設備の導入にかかる設置費用の一部補助を開始しました（詳細は第２部　Ⅴ-２　参照）。また、令和 8 年 1 月には、「脱炭素で企業価値向上！中小企業のための GX セミナー」を開催し、神奈川県・藤沢市による導入支援策の情報提供に加え、太陽光発電システムを導入した市内事業者が導入した理由やメリット等を説明しました。

環境施設課（北部環境事業所）

⑨　焼却施設への高効率発電設備の導入

北部環境事業所では、ごみを焼却したとき発生する熱を利用して、出力 4,000 kW のタービン発電機（1 号炉）を稼働させ発電を行っています。この発電により得られた電気で、施設内の電力をまかなうとともに、余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者に売電しています。

また、令和 5 年 4 月からは出力 4,440 kW のタービン発電機（2 号炉）が稼働され、1 号炉同様に余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者に売電しています。

⑩　焼却処理施設の余熱利用

ア：環境施設課（北部環境事業所）　イ：環境施設課（石名坂事業所）

ア　北部環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用しています。発電した電力は、施設内消費のほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢へ給電し、余剰電力は、小売電気事業者に売却しています。

発電・電力会社売電実績

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
発電量（kWh）	22,698,810	21,688,080	40,259,550	39,014,370	39,468,990
売電量（kWh）	15,379,158	13,973,778	27,153,576	26,226,576	27,276,768
売電金額（円）	226,877,886	218,493,454	544,088,358	438,256,716	506,424,309

※　令和 5 年度から 2 炉運転開始。

イ　石名坂環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯として利用しています。

令和 5 年 2 月までは石名坂環境事業所から北東約 400 m に位置する石名坂温水プールへ、地中埋設管により高温水（85℃）を送り、温水プール側で熱交換器を用いて、プール水の加温及び冷暖房用に使用していました。

発電・電力会社売電実績

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
発電量（kWh）	10,439,200	10,474,700	3,166,000	3,592,100	2,938,800
売電量（kWh）	1,409,963	1,405,088	76,061	167,666	127,008
売電金額（円）	17,331,876	17,303,191	676,280	1,382,140	1,160,736

※　余剰電力の売却は平成 29 年 2 月から開始、令和 5 年度から 1 炉運転。

３　環境にやさしい都市システムの構築
（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 3）

環境目標５－３
環境への負荷を低減した都市システムにより、脱炭素社会が実現されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2020 R2（改定時）	2024 R6	2025 R7	2030 年度（目標）	目標達成率※1
自転車専用通行帯の整備距離※2 単位：km 目指す方向性 ↗ 増加	取組・結果等について 2025 年度（令和 7 年度）については、遠藤笹原線で 0.7 ㎞自転車専用通行帯の整備を行った。 今後の取組・対策等について 2026 年（令和 8 年）4 月改定の「ふじさわサイクルプラン【実施計画】」で示した実施スケジュールに基づき、自転車通行空間の整備を進めています。	目標	—	—	—	19.3※3	9.4% 道路整備課
		実績	3.6	4.37	5.07	—	
		対前年	—	0.0	0.7	—	
		対改定時	—	0.77	1.47	15.7	
市域の緑地確保※2（再掲） 単位：% 目指す方向性 ↗ 増加	詳細については 100 ページ	目標	—	—		25.1 ※4	
		実績	25.1	24.6	24.5	—	みどり保全課
		対前年	—	△0.1	△0.1	—	△0.6/0.0 ポイント
		対改定時	—	△0.5	△0.6	0.0	
市民一人当たりの都市公園の面積※2（再掲） 単位：m^2 目指す方向性 ↗ 増加	詳細については 120 ページ	目標	—	—	—	5.8 ※4	19.1% 公園課
		実績	5.33	5.42	5.42	—	
		対前年	—	0.01	0.00	—	
		対改定時	—	0.09	0.09	0.47	

※1　目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）
※2　本市における実績値。
※3　2030 年度（令和 12 年度）の目標値は、「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】（令和 5 年 4 月改定）」における 2030 年度時点の整備距離である 19.3 km とした。（当初目標値は「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】（令和 2 年 11 月策定）」における整備距離である 12.6 km）
※4　2030 年度（令和 12 年度）の目標値は、「藤沢市緑の基本計画（令和 8 年 3 月改定）」における、2035 年度（令和 17 年度）の目標値に変更した。

（1）環境にやさしい移動手段の促進

都市計画課

①　公共交通機関や自転車の利用促進に向けたモビリティ・マネジメントの推進

環境や渋滞、個人の健康等の問題に配慮し、過度にクルマを利用する状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換するモビリティ・マネジメントの取組を進めています。

特に子ども達を対象とした学校におけるモビリティ・マネジメントは、大人の交通行動の転換を期待するよりもはるかに効果的であることから、平成 30 年度から小学校の教育課程等にモビリティ・マネジメントの要素を取り入れた「藤沢市モビリティ・マネジメント教育」を実施しています。

【「路線バスの乗りかた教室」を行っている様子】

都市計画課

②　環境負荷の小さい交通ネットワークの形成

公共交通機関の中でも 1 人当たりの環境負荷が小さい交通機関である鉄道による交通ネットワーク形成に向け、湘南台から寒川町倉見へのいずみ野線延伸の実現をめざし、神奈川県をはじめとする関係団体との検討及び協議を進めています。

都市計画課

③　「ふじさわサイクルプラン」に基づく自転車施策の推進

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、バス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置しています。

平成 30 年度からは「宮原南バス停」及び「矢尻バス停」付近、令和元年度からは「湘南ライフタウンバス停」付近、令和 2 年度からは「用田バス停」付近で本運用を開始しています。

新たに　を削除

【サイクルアンドバスライド駐輪場】

ゼロカーボン推進課

④　次世代自動車の普及に向けた施策

温室効果ガスの削減に向け、ガソリン車等に替わる自動車として、次世代自動車のうち、電気自動車と燃料電池自動車の普及を促進しています。

ア　電気自動車

（ア）　導入補助制度

平成 21 年度から、電気自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 7 年度　補助額　1 台当たり 50,000 円

⑤　エコドライブの普及啓発

ゼロカーボン推進課

エコドライブは、低燃費で安全な運転というだけでなく、地球温暖化の主たる原因である二酸化炭素の削減につながります。各種イベントや周知媒体を活用し、エコドライブ等に関する普及啓発を実施しています。

令和 7 年度は、ホームページにて記事の掲載や LINE 公式アカウント「COOL CHOICE 藤沢」を活用し、「デコ活」及びエコドライブに関する周知を行いました。

⑥　次世代自動車の公用車への率先導入

管財課

市では、地球温暖化対策として、公用車の更新時には率先して次世代自動車を導入しています。

ア　公用電気自動車

軽自動車 11 台、2 トントラック 1 台を導入しています。

イ　ハイブリッド公用車

軽自動車 1 台、普通車を 11 台導入しています。

【公用電気自動車】

ウ　環境にやさしい塵芥収集車の導入

塵芥収集車等においては、法令に基づいて環境負荷が小さいディーゼル車のほか、EV 車の導入を実施しています。

環境事業センター

（2）緑化の推進

①　みどり基金による緑地の取得等

みどり保全課

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 61 年 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、基金を積み立てています。この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や普及啓発を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮っています（詳細は第２部 Ⅱ-１ 参照）。

②　開発等における緑化指導

みどり保全課

昭和 46 年 7 月 1 日に「藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例」を施行し、緑の保全や緑化の推進に向けた様々な施策に取り組んできましたが、都市化の進行による緑の減少や地球環境問題等の課題を総合的かつ計画的に進め、また、体系的なみどり施策の推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続き等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）を制定しました。

敷地面積 500 ㎡以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。

なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

５　気候変動への適応※
（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画）

※気候変動による影響等については、『気候変動適応計画』（令和 3 年 10 月改定）を参考に記述しています。

環境目標５－５
地球温暖化に伴う影響を評価・低減し、気候変動に適応していること

健康づくり課、救急救命課
（人数報告のみ）

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2024 R6	2025 R7	2030 R12 （目標）
熱中症搬送者数※ 単位：人	取組・結果等について 刊行物や情報発信媒体を用いた啓発を行い、一時的に暑さを避ける場所として、「ひと涼み処」を設置した。 今後の取組・対策等について 気候変動により、平年と比較して気温が高くなると予測されるため、引き続き、熱中症予防の啓発を行っていきます。	132	153	204	減少
自主防災組織の数※ 単位：団体	取組・結果等について 自主防災組織の数に変動はなく、自主防災組織結成率は 95%となっています。 今後の取組・対策等について 自主防災組織結成に関する相談を随時受付け、「共助」の活動を推進します。	467	469	468	増加

災害対策課

※　本市における実績値。

⑧　生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

みどり保全課

Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）は生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方です。Eco-DRR には、洪水緩和に向けた湿地の保全・再生や、土砂災害の防止や水源涵養を目的とした森林整備、沿岸域の海岸防災林や河川の水害防備林の保全など、様々な自然災害を対象とした幅広い取組が含まれます。

また、Eco-DRR は防災・減災や生物多様性の保全に寄与するだけではなく、地域に自然と触れ合う場を提供するといった社会的な効果や、エコツーリズムの実施等による経済的な効果、さらには、森林や泥炭湿地などの自然生態系は二酸化炭素の吸収源にもなるため、気候変動緩和策としての効果も期待できます。国では、Eco-DRR を推進するにあたって、Eco-DRR のポテンシャルがあると考えられる場所を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成方法やその活用方法を示した手引き（持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災の手引き - 生態系保全・再生ポテンシャルマップによる Eco-DRR の推進 -（環境省・令和 5 年 3 月））を公表しています。

本市では、Eco-DRR の考え方を広めるため、展示会等を通じて、普及啓発に取り組んでいます。

⑨　内水浸水対策施設の整備

下水道計画業務課

近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や、都市化の進展に伴い発生する浸水被害への対応が求められています。気候変動を考慮した国の「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（令和 3 年 11 月改訂）、「湘南ふじさわ下水道ビジョン」（平成 23 年策定）を全面的に改定した「ふじさわ下水道ビジョン」（令和 4 年 7 月策定）を踏まえ、令和 4 年 12 月に「藤沢市雨水管理総合計画」を策定し、内水浸水対策施設の整備を進めています。

⑩　雨水流出抑制施設の設置

河川水路課

浸水対策として河川等への雨水の流出を抑制するために、一定規模以上の開発行為や中高層建築物の建築等について、「藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例」に基づき、雨水流出抑制施設の設置を促進しています。令和 7 年度は、雨水流出抑制施設の設置を促進しました。

⑪　準用河川一色川の整備

河川水路課

近年の激甚化する災害への対応として、整備目標（50 mm/h）を満たしていない区間の河川改修を進める必要があります。そのため、「準用河川一色川整備基本計画」に基づき、河川改修整備を推進し、流域住民の安全・安心を確保します。

県道 410 号（湘南台大神伊勢原）から引地川合流点までの 1,900 m を整備指定区間とし、令和元年度から事業に着手し、令和 21 年度に整備が完了する予定です。令和 6 年度までに下流部約 240 m の護岸が完成し、令和 7 年度は狭窄部の橋りょう架替工事に着手しました。

⑫　二級河川境川及び引地川

河川水路課

近年は、1 時間当たり 50 mm を超える集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水によって、大きな被害が生じています。

このような状況を踏まえ、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、本市を流れる二級河川境川及び引地川については、平成 26 年 2 月に特定都市河川及び同流域の指定を受け、河川管理者、下水道管理者及び流域内の地方公共団体が連携を強化して、一体となって、浸水被害の対策を講じることとなりました。

（１１）地域脱炭素プラットフォーム

ゼロカーボン推進課

地域脱炭素プラットフォームは、地域脱炭素に向けた自治体が抱える課題の解消を図り、県全体での取組を一層進めるため、コンコルディア・フィナンシャルグループの横浜銀行主催により、県内地方公共団体を対象として令和 4 年 5 月に設立されました。

広域での連携を促す観点から、テーマ別に分科会を設け、案件組成を推進しています。プラットフォームには、神奈川県を含めた 31 の自治体が参加しています。

＝＝＝環境保全活動団体及び企業の取組状況＝＝＝

総務担当

環境の保全を図っていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取組を推進していく必要があります。

本市で掌握している環境団体と、ISO 14001 の認証を取得している事業者等に呼びかけを行い、その中で原稿を提出された団体・事業者について紹介します。

※各団体から提出された原稿をそのまま掲載したものです。

掲載団体等（50 音順）

【環境団体】

1	湘南生活クラブ生協　湘南ふじさわコモンズ	234 ページ
2	新日本婦人の会藤沢支部	235 ページ
3	藤沢環境運動市民連絡会議（藤沢エコネット）	236 ページ
4	藤沢グリーンスタッフの会	237 ページ
5	藤沢市せっけん推進協議会	238 ページ
6	藤沢市放射能測定器運営協議会	239 ページ
7	藤沢メダカの学校をつくる会と PTA	240 ページ

【事業者】

1	いすゞ自動車株式会社　藤沢工場	241 ページ
2	株式会社カネダ	●●ページ
3	新江ノ島水族館	242 ページ
4	東京ガス株式会社　神奈川西支店	243 ページ
5	日欧事務機株式会社	244 ページ
6	藤沢市資源循環協同組合	245 ページ

※　次の団体は、本文の中で紹介しています。

- ○　藤沢市生活環境連絡協議会
- ○　藤沢市みどりいっぱい市民の会
- ○　藤沢市企業等環境緑化推進協議会

「藤沢市環境基本計画」の達成指標に対する状況（令和７年度）

ページは確定次第修正

項目		達成指標
1-1　大気の保全	p. 37	大気汚染に係る環境基準の達成
		ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準の達成
		微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準の達成
1-2　土壌･地下水の保全	p. 54	土壌の汚染に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成
		地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成
1-3　河川･海の保全	p. 60	水質汚濁に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成
1-4　騒音･振動･悪臭の防止	p.76	騒音に係る環境基準の達成
		航空機騒音に係る環境基準の達成
1-5　放射性物質への対応	p. 83	放射線量の基準値の達成
1-6　景観の保全･形成	p. 88	景観形成基準の達成
1-7　文化･歴史的資源の活用	p. 95	市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用の充実
2-1　緑と里山の保全	p. 100	市域の緑地確保
2-2　生物多様性の保全	p. 110	ビオトープ拠点の保全･再生、創出
2-3　新たな緑の創造	p. 120	市民一人当たりの都市公園の面積
2-4　農水産との共存	p. 131	有機農業の取組面積
3-1　廃棄物の発生･排出抑制	p. 136	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
3-2　廃棄物の適正な処理	p. 143	一般廃棄物の資源化率
		灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率
		藤沢市ごみ分別アプリ累計ダウンロード数
4-1　環境教育の推進	p. 156	環境関連講座の実施
		環境分野に関する体験学習会等への参加人数
4-2　各主体による 環境保全･環境美化	p. 167	環境美化活動への参加人数

※1　本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、「藤沢市環境基す。また「継続」は、同達成指標が複数年度にわたるため、引き続いて取組を進めている状況を示しています。

令和7年度		備考
実績値	状況※1	
	一部未達成	一般環境大気測定局全4局で「光化学オキシダント」が未達成。それ以外の項目については、自動車排出ガス測定局全1局を含む全5局で環境基準を達成。
	達成	市役所及び藤沢橋において毎月1回、御所見小学校で年2回（夏期・冬期）調査を実施。全ての地点で環境基準を達成。
	達成	市内におけるダイオキシン類の大気環境調査については、神奈川県の測定計画において令和4年度から隔年実施となりました。令和7年度については、市内2地点で環境基準を達成（県の調査結果は反映していません）。
	達成	一般環境大気測定局4局及び自動車排出ガス測定局1局において、全ての地点で環境基準を達成。
	一部未達成	「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域を2地点、形質変更時要届出区域を9地点の指定。
	達成	ダイオキシン類管理対象地等における土壌調査において、基準の超過は確認されませんでした。
	一部未達成	継続調査地点3地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、羽鳥のクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンが未達成。
	一部未達成	公共用水域水質調査（河川及び海域）計8地点のうち「大道橋」及び「下土棚大橋」のBODで未達成、「江の島西」のCODで未達成。市計画河川11地点のうち「蓼川」及び「小出川」のBOD、「小出川」のSSで未達成。
	達成	公共用水域（河川）水質2地点で実施。全ての地点において、環境基準を達成。
95.1%	一部未達成	交通騒音調査（8路線13区間）における評価対象住居5,891戸のうち、290戸（4.9%）で昼夜ともに未達成。
	達成	航空機騒音測定を行っている5局（県設置2局、市設置3局）全ての地点において、環境基準を達成。
	達成	空間放射線量を測定している全ての地点で、基準値を達成。
	達成	手続き対象85件のうち、景観形成基準に適合する件数は85件（100%）であり達成。
	継続	広く展示公開の機会を設けるなど、公開活用について継続中。
24.5%	継続	2030年度の目標は25.1%、「藤沢市緑の基本計画」（令和8年3月）における最終的な目標は緑地率30%。
	継続	既存ﾋﾟｵﾄｰﾌﾟの維持管理及び、稲荷の森の整備を実施。
5.42 ㎡	継続	2030年度の目標は5.6 ㎡、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は10 ㎡。
34.7 ha	継続	2030年度の目標は81.8 ha、「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」（令和4年3月）における目標は2026年度54.2 ha（最終目標は2050年220 ha）。 2025年度実績は34.7 ha。
566 g	継続	2030年度の目標は612 g/人・日、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度609 g/人・日。
31.7%	継続	2030年度の目標は35%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度35%。
24.1%	継続	2030年度の目標は25%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度25%。
189,855件	継続	2030年度の目標は163,000件。 2025年度実績は22,124件。
23講座	継続	2030年度の目標は25講座。
4,626人	継続	2030年度の目標は6,000人。 前年度比：+1%（2024年度4,602人）。小学校3,947人、保護者0人、保育園等679人、保護者0人。
111,034	継続	2030年度の目標は140,000人。 前年度比：+ 10%（2024年度111,034人）。内訳は、「ゴミゼロキャンペーン」が4,160人、「一日清掃デー」が11,532人、「地区内道路等のボランティア清掃」が72,789人、「不法投棄・ポイ捨て防止イベント」が110人、「きれいで住みよい環境づくり条例イベント」が79人。

本計画」に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示していま

「藤沢市環境基本計画」の達成指標に対する状況（令和７年度）

ページは確定次第修正

項目		達成指標
5-0※2 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」目標）	p. 175	2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減

5-1※2 省エネルギー対策の推進（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針1）	p. 184	家庭部門における一人当たりの電力使用量
		業務その他部門における延床面積1 ㎡当たりのエネルギー使用量
		「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量（2013年度（平成25年度）の温室効果ガス排出量：52,288 t-CO_2）
5-2※2 エネルギーの地産地消（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針2）	p. 194	太陽光発電システム補助件数（累計）
		太陽光発電システム補助による導入容量（累計）
		再生可能エネルギー導入容量（累計）
5-3※2 環境にやさしい都市システムの構築（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針3）	p. 201-202	自転車専用通行帯の整備距離
		市域の緑地確保（再掲）
		市民一人当たりの都市公園の面積（再掲）
		有機農業の取組面積（再掲）
5-4※2 循環型社会の形成（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針4）	p. 207	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（再掲）
		一般廃棄物の資源化率（再掲）
		灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率（再掲）
5-5※2 気候変動への適応（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画）	p. 212	熱中症搬送者数
		自主防災組織の数

※1 本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、「藤沢市環境基す。また「継続」は、同達成指標が複数年度にわたるため、引き続いて取組を進めている状況を示しています。
※2 環境像5の各達成指標は「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の達成指標も兼ねています。

令和7年度		備考
実績値	状況※1	
22.5% （速報値）	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、2023年度の値を記載。

1,596kWh/人	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、2023年度の値を記載。 2030年度の目標は1,340 kWh/人。
1,767 MJ/㎡	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、2023年度の値を記載。 2030年度の目標は1,077 MJ/㎡。
30,650 t-CO_2	継続	2030年度の目標は23,216 t-CO_2。
3,239件	継続	2030年度の目標は4,117件。 2025年度実績は住宅用太陽光発電システム補助111件、事業者用太陽光発電システム補助3件。
13,971 kW	継続	2030年度の目標は16,208 kW。 2025年度実績は住宅用太陽光発電システム624.2 kW、事業者用太陽光発電システム506.19 kW。
65,320 kW	継続	2030年度の目標は115,254 kW。 2025年度実績は3,581 kW。
4.37 km	継続	「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】(令和5年4月改定)」における最終的な目標は2030年度19.3km。 2025年度実績は0.7km。
24.6%	継続	2030年度の目標は25.1%、「藤沢市緑の基本計画」（令和8年3月）における最終的な目標は緑地率30%。
5.42 ㎡	継続	2030年度の目標は5.6 ㎡、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は10 ㎡。
34.7 ha	継続	2030年度の目標は81.8 ha、「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」（令和4年3月）における目標は2026年度54.2 ha（最終目標は2050年220 ha）。 2025年度実績は34.7 ha。
566 g	継続	2030年度の目標は612 g/人・日、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度609 g/人・日。
31.7%	継続	2030年度の目標は35%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度35%。
24.1%	継続	2030年度の目標は25%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度25%。
153人	継続	2030年度の目標は153人から減少。 2023年度実績の188人から35人減少。
468団体	継続	令和12年度の目標は467団体から増加。 令和4年度実績の468団体から1団体増加。 令和7年度実績は2団体解散し、1団体新規結成したため、1団体減少。

本計画」に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示していま

藤沢市地球温暖化対策実行計画における「達成指標」の進行管理について

2025年度（令和7年度）実績報告

目標達成率の算出方法について

① (B2023実績 - A現状値2018) / (C目標年度2030 - A現状値2018)

② (Y2025実績 - X現状値2020) / (Z目標年度2030 - X現状値2020)

	指標項目	目指す方向性	担当課（単位）		A 2018 H30	2019 R1	X 2020 R2	
基本方針1	家庭部門における一人当たりの電力使用量	削減	ゼロカーボン推進課 (kWh/人)	目標	現状値 1,731 (1,674)	1,698	1,666	省略
				実績※4		1,707 (1,716)	1,942 (1,940)	
				対前年		△ 24	+ 235	
	業務その他部門における延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量	削減	ゼロカーボン推進課 (MJ/㎡)	目標	現状値 1,895	1,827	1,759	
				実績		1,903	1,758	
				対前年		+ 8	△ 145	
省エネルギー対策の推進	「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量(2013年度(平成25年度)排出量:52,288t-CO2)	削減	ゼロカーボン推進課 (t-CO2)	目標	ー	ー	現状値 39,671	
				実績	ー	ー		
				対前年	ー	ー		
基本方針2	太陽光発電システム補助件数（累計）	増加	ゼロカーボン推進課 (件)	目標	ー	ー	現状値 2,767	
				実績	ー	ー		
				対前年	ー	ー		
	太陽光発電システム補助による導入容量（累計）	増加	ゼロカーボン推進課 (kW)	目標	ー	ー	現状値 10,889	
				実績	ー	ー		
				対前年	ー	ー		
エネルギーの地産地消	再生可能エネルギー導入容量（累計）	増加	ゼロカーボン推進課 (kW)	目標	ー	ー	現状値 48,141	
				実績	ー	ー		
				対前年	ー	ー		
基本方針3	自転車専用通行帯の整備距離（累計）※1	増加	道路整備課 (km)	目標	ー	ー	現状値 3.60	
				実績	ー	ー		
				対前年	ー	ー		
	市域の緑地確保 ※2	増加	みどり保全課 (%)	目標	ー	ー	現状値 25.1	
				実績	ー	ー		
				対前年	ー	ー		
	市民一人当たりの都市公園の面積 ※2	増加	公園課 (㎡)	目標	ー	ー	現状値 5.33	
				実績	ー	ー		
				対前年	ー	ー		
環境にやさしい都市システムの構築	有機農業の取組面積	増加	農業水産課 (ha)	目標	ー	ー	現状値 19.7	
				実績	ー	ー		
				対前年	ー	ー		
基本方針4	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※3	削減	環境総務課 (g/人・日)	目標	ー	ー	現状値 654	
				実績	ー	646		
				対前年	ー	ー		
	一般廃棄物の資源化率 ※3	増加	環境総務課 (%)	目標	ー	ー	現状値 33.7	
				実績	ー	32.3		
				対前年	ー	ー		
循環型社会の形成	灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率 ※3	増加	環境総務課 (%)	目標	ー	ー	現状値 25.8	
				実績	ー	24.2		
				対前年	ー	ー		

※1 自転車専用通行帯の整備距離について、2020年の現状値は3.60km、期間中に15.70km整備するため2030年度の目標値は19.30km

※2 2030年度（令和12年度）の目標値は、「藤沢市緑の基本計画（令和8年3月改定）」における、2035年度（令和17年度）の目標値に

※3 藤沢市一般廃棄物処理基本計画(2022-2031年度)では、2019年度を基準年度として2031年度の目標値を定めている。

※4 2024年の国の遡及改訂による変更後の確定値を参考として、括弧書きで記載した。

温室効果ガス排出量

(2023年度速報値)

環境省マニュアルに基づき、都道府県別エネルギー消費統計の按分などから温室効果ガス排出量を算定

部門		(単位：千t-CO_2) 2013 (基準年度)	2018 (計画策定時)	2019 R1	2020 R2	
二酸化炭素	産業部門	943	828	822	808	省略
	業務その他部門	835	633	628	574	
	家庭部門	588	485	512	542	
	運輸部門	404	378	365	335	
	廃棄物部門	30	38	42	35	
	小計	2,801	2,361	2,371	2,293	
メタン	廃棄物部門	1	1	0	1	
一酸化二窒素		5	5	0	4	
合計		2,807	2,367	2,371	2,299	
		基準年度との差	△ 439	△ 429	△ 507	
		基準年度比	-15.7%	-15.3%	-18.1%	

［評価例］ A： 現状値以降は順調に推移し、前年実績を上回る。目標値をクリア。
B： 現状値以降は前進し、前年実績を上回る。目標値クリアに近づく。
C： 現状値以降は前進し、前年実績が同様もしくは下回る。
D： 前年実績を下回り、現状値以降も後退。

2022 R4	2023 R5 (B)	2024 R6	2025 R7 (Y)		評価		2030 目標年度 (C / Z)		R7(R5)-現状値 ／ 目標-現状値 目標達成率
1,601	1,568			－	B		1,340		△ 135 ／ △ 391
1,851	1,596			－	前年実績を上回り、現状値に対しても前進			①	34.5%
136	△ 255								(23.4%)
1,622	1,554			－	B		1,077		△ 128 ／ △ 818
1,819	1,767			－	前年実績を上回り、現状値に対しても前進			①	15.6%
△ 28	△ 52								
36,380	34,735	33,089	31,444	目標との差	A		23,216		△ 9,021 ／ △ 16,455
40,684	36,214	37,223	30,650	△ 794	前年度実績を大きく上回り、単年度目標値も達成			②	54.8%
△ 662	△ 4,470	+ 1,009	△ 6,573	対前年					
3,037	3,172	3,307	3,442	目標との差	B		4,117		472 ／ 1,350
2,954	3,030	3,125	3,239	△ 203	前年より大きく前進し、目標値クリアに近づく			②	35.0%
+ 79	+ 76	+ 95	+ 114	対前年					
11,953	12,485	13,017	13,549	目標との差	A		16,208		3,082 ／ 5,319
11,778	12,171	12,840	13,971	+ 422	前年度実績を大きく上回り、単年度目標値も達成			②	57.9%
+ 396	+ 393	+ 669	+ 1,130	対前年					
61,564	68,275	74,986	81,698	目標との差	C		115,254		17,179 ／ 67,113
53,127	58,260	61,739	65,320	△ 16,378	前年より導入量は増加しているが、目標値との乖離が拡大			②	25.6%
+ 2,788	+ 5,133	+ 3,479	+ 3,581	対前年					
－	－	－	－	－	B		19.30		1.47 ／ 15.70
4.37	4.37	4.37	5.07	－	前年より前進し、目標値クリアに近づく			②	9.4%
+ 0	+ 0	+ 0	+ 0.7	対前年					
－	－	－	－	－	D		25.1		R7-現状値 ／ 目標-現状値
25.0	24.7	24.6	24.5	－	現状値及び前年より後退。目標値との乖離が拡大			②	△ 0.6ポイント ／ 0.0ポイント
△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	対前年					
－	－	－	－	－	C		5.80		0.09 ／ 0.47
5.34	5.41	5.42	5.42	－	前年同様の実績			②	19.1%
+ 0.04	+ 0.07	+ 0.01	+ 0.0	対前年					
26.6	33.5	40.4	47.3	目標との差	B		81.8		15.0 ／ 62.1
25.5	30.2	32.3	34.7	△ 12.6	前年より前進し、目標値クリアに近づく			②	24.2%
+ 2.1	+ 4.7	+ 2.1	+ 2.4	対前年					
－	－	－	－	－	A		612		△ 80 ／ △ 34
611	583	577	566	－	前年より更に前進し、目標を達成			※3	235.3%
△ 20	△ 28	△ 6	△ 11.0	対前年					
－	－	－	－	－	D		35.0		R7-現状値 ／ 目標-現状値
32.4	32.7	32.9	31.7	－	処理施設の火災により、一部の処理を他市で行ったことによる減			※3	△ 0.6ポイント ／ 2.7ポイント
△ 0.8	+ 0.3	+ 0.2	△ 1.2	対前年					
－	－	－	－	－	D		25.0		R7-現状値 ／ 目標-現状値
24.6	24.5	24.5	24.1	－	デジタル化の進展など、社会全体として資源の排出量が減ったことによる減			※3	△ 0.1ポイント ／ 0.8ポイント
△ 0.7	△ 0.1	+ 0.0	△ 0.4	対前年					

省略

各年度の目標値(目安)は、バックキャスティングにより設定しました。

となる。

変更した。

2030年度目標値は同計画2031年度目標と同じとした。上表、目標達成率の計算は2019年度を基準年

2022 R4	2023 R5	評価	2030 目標年度	基準年度比
870	691	2023年度は、医療･福祉の空調利用の需要などにより、前年度比較して［業務その他部門］が増加しました。一方で［産業部門］［家庭部門］ではエネルギー使用量が減少したことにより、市内の温室効果ガス排出量は減少となりました。	526	-26.8%
610	616		371	-26.2%
534	479	基準年度からは省エネ対策やクリーンエネルギーへの転換が進んでおり、排出量は減少傾向にあります。	276	-18.6%
344	344		307	-14.8%
43	37		36	25.3%
2,402	2,168		1,516	-22.6%
1	2		1	12.0%
4	7		3	52.8%
2,409	2,176		1,520	-22.5%
△ 399	△ 630			
-14.2%	-22.5%			

省略

※ 端数処理により合計等と一致しない場合があります